

Title	伝クセノポン作『アテナイ人の国制』の試訳前編(その二)
Sub Title	A translation of the constitution of the Athenian ascribed to Xenophon, with introduction and commentary (II)
Author	真下, 英信(Mashimo, Hidenobu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1982
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.52, No.1 (1982. 6) ,p.71- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19820600-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

伝クセノポン作

『アテーナイ人の国制』の試訳前編（その二）

真 下 英 信

第二章

第一節

しかし、彼等「アテーナイ人」の重装歩兵は、アテーナイでは極めて弱体だと評判を得ているが、それは次のような「彼等の原則によって作られた」制度である、「すなわち」彼等「アテーナイ人」は、自分達は敵軍より弱体かつ少數ではあるけれども、

「アテーナイに」貢税^(①)を支払う同盟諸国の中では陸上でさえも最も強であると考えており、そして、重装歩兵は、もし同盟諸国より強ければ、それで充分であると信じているのである。

第三節

となつて戦うことが出来る。しかし、海上の被征服国は島民である限り、諸国を一つにまとめることが出来ない。^(②)なぜなら、海が「彼等の」間で邪魔をしている一方、征服者はその海を支配する者であるからだ。そして、島民達がたとえ秘密裏に一つの島に結集出来たとしても、^(③)「海の支配者に島を包囲されたあげく」餓死してしまうであろう。

第二節

他方、アテーナイの支配下にある大陸の全ての国々「の内」、大国は恐怖により、^(④)小国はまったく必要により、「アテーナイに」支配されている。なぜならば、何らかの輸入や輸出を必要とする国家は一つとして存在しないからである。ところで、海の支配者に服従しない限りこれら「輸出入」は国家にとって不可能である。

加えてまた、^(⑤)僥倖ながら彼等は次のような情況の下にある。「すなわち」、陸上の被征服国は、小国が一つに連合して、一団

さらに、⁽¹⁾海の支配者は陸の支配者が時たましか出来ない⁽²⁾こと——自國よりも強い國々の領地を蹂躪すること⁽³⁾——が出来る。なぜなら、敵兵が皆無の地点、あるいは僅かしかいない地点に沿って入港⁽⁴⁾出来るし、敵兵が押寄せてくれば、船に「撤退するべく」乗込んでただちに出航出来るからである。しかも、「海の支配者が」この作戦をなすのは、「陸の支配者が」歩兵の援軍を送る場合よりはるかに容易なことである。

第五節

さらに⁽¹⁾、海の支配者は自國から欲するだけ遠くへ航海⁽²⁾出来るが、他方、陸の支配者にとっては自國から出発して幾日にもわたり行程を進軍⁽³⁾するのは不可能である。なぜならば、行軍は遅々として進まないし、歩いて進軍する者が長期のための糧食⁽⁴⁾を携えてゆくのは不可能だからである。また、歩いて進軍する場合、人は友好国を通過するか、「敵国と」戦い勝ち進んで行くかのいずれかでなければならない。しかし、船で行く場合、人は自分が力勝るような地にはどこでも上陸⁽⁵⁾することが出来るし、△自分達より力勝る地には上陸を避けて▽航海を続け、最後に、友好国に到着するか、自分より弱小の国に到ることが出来るのである。

第六節

さらに、ゼウスの贈物たる、穀物の病氣は、陸の覇者にとって

は堪えがたいものであるが、海の覇者にはさほど支障をもたらさない。なぜなら、全国土が同時に疫病に犯されることはないので、「穀物の」豊かに稔る地方から、海の支配者のもとに「穀物が」到着するからである。

第七節

もしまだ、より些細な事実にも言及するべきならば、海の支配故に「アテーナイ人は」第一に、様々な他国と交流することで様々な贊沢三昧⁽¹⁾を発見した。シリ⁽²⁾、イタリア、キプロス、エジプト、リュディア、ポンントス、ペロポンネソス、あるいは他の国々の奢侈品、珍味の類⁽³⁾のいずれもが全て、海の支配のおかげで、一国に集中した。

第八節

次に、彼等「アテーナイ人」はあらゆる種類の方言を聴き、この言葉はこの方言から、あの言葉はあの方言からと少しづつ「他國の方言を自國語の中に」取入れた。「他の」ギリシア人は、どちらかといえば、固有の方言、生活態度、衣裳⁽⁴⁾を守っているが、アテーナイ人はギリシアの全本土と夷狄から取入れたものをごちやまぜにして用いている。⁽⁵⁾

第九節

また、犠牲や神殿や祭典や聖域はと言えば、「アテーナイの」民衆は、貧民の一人一人が犠牲を奉納したり、饗宴を催したり、

神殿を建立したり、国を美しく壮大に建設するのは不可能事と知つていたから、これらのことと成就するにはどんな方策を取ればよいかを発見した。「それは」まず、国家が国費でもつてしまはば犠牲を奉げるべきであって、民衆はその饗宴に参列し、犠牲の分前に与る「ようにすればよいのである」。

第十節

富裕な者達の中のある人々は⁽¹⁾、個人的な体育場⁽²⁾も浴室⁽³⁾も更衣室⁽⁴⁾も所有しているが、民衆は自ら自分達のために特別に、多くのパライストラや更衣室や「公衆」浴場⁽⁵⁾を建設する。そして、彼等大衆は、寡頭派や貴族達以上にこれらを楽しんで使用する。

第十一節

ところで⁽¹⁾、ギリシア人と夷狄の人々の中⁽²⁾、彼等「アテナイ人」のみが富を持ち得るのである。なぜなら、たとえある国が造船用木材に富んでいようとも、海の支配者の同意を得ずしてどこへ売却出来ようか。また、ある国が、鉄なり、銅なり、亜麻なりを豊富に産出するとしても、海の支配者⁽⁶⁾の同意なくしてどこへ売却出来ようか。確かに、私の船もこれらの資材で造られているのである、ある国からは木材を、ある国からは鉄を、ある国からは銅を、ある国からは亜麻を、ある国からは蠟⁽⁷⁾を「入手して」。

第十二節

さうに、彼等「アテナイ人」には一つの弱点がある。すなわち、もし、アテナイ人が島に居住する海の支配者であつたらば、制海権を握っている限り、自分らは何ら損害を蒙ることなく：おのれの国土を蹂躪されることもなく、敵の攻撃に曝される危険もなく：欲するがままに「敵に」損害を与えることが出来たで

『アテナイ人の國制』の試訳前編（その一）

れであれ他所へ物資を輸送するのを禁止するであろうし、あるいは「たとえ輸送を試みても」彼等は「アテナイ人により」海より締出されてしまうであろう。かくして、私は土地から何も作らず、これら全て「の物資」を海のおかげで入手するが、他のいかなる国家もこれらの物資の中の二つを「同時に」持つことはない。⁽⁴⁾同一国家に木材と亜麻が「同時に」産出されることはなく、むしろ、亜麻を多量に産出する国は、土地が平坦で森林に欠ける。同一国家に銅と鉄が「同時に」産出されることもなく、また、他の二種あるいは三種の物資が同一国家に「同時に」産出することもない。むしろ、一つはある国で、一つは別の他の国で「産出されるのである」。

第十三節

さうにこれらに加えて⁽¹⁾、全ての大陸⁽²⁾の沿岸には突出した半島か、あるいは沖合の島か、あるいはなんらかの海峡がある。従つて、海の支配者は、これらの地に停泊して⁽³⁾、大陸の住民に損害を与えることが出来る。

第十四節

しかし、⁽¹⁾彼等「アテナイ人」には一つの弱点がある。すなわち、もし、アテナイ人が島に居住する海の支配者であつたらば、制海権を握っている限り、自分らは何ら損害を蒙ることなく：おのれの国土を蹂躪されることもなく、敵の攻撃に曝される危険もなく：欲するがままに「敵に」損害を与えることが出来たで

あらう。しかるに現実には、「島民でなく」アテーナイ人の内、

とである。^③

農民達と富裕者達はむしろ敵におもねつており^④、他方、民衆は敵

が自分達の所有物は何も焼き払つたり蹂躪したりはしないことを

熟知しているから、敵におもねることもなく、恐れず生活しているのである。

第十五節

さらに、もし彼等が島に住んでいたなら、もう一つ別の恐怖^②を免れたに相違ない。「すなわち」、國家が寡頭派^③により裏切られることも、城門が開き放たれることも、敵が急襲して来るのも決してなかつたに相違ない。なぜなら、島に住んでいたならばどうしてこのような事が起り得ようか。それからまた、島に住んでいれば「彼等の間の」誰れも決して民主制に反旗を翻しはしないであろう。なぜなら、もし現実に反旗を翻す場合には、反徒達は陸路を通じて招来するであろう「民主制の」敵達に期待をかけて反乱を起すであろうから^⑤。しかし、島に住んでいたならば、こうした心配もまた彼等には必要であつたろう。

第十六節

しかしながら、あいにくもともと島に住んでいなかつたので、現実に彼等がしていることは次のようのことである。彼等は海の支配を信頼して、財産を島々に移す一方、アッティカの地を「敵に」破壊されるままに看過しているが、これも、もし、「自」の土地を惜しめば、もう一方のより大きい利益を失うと考えてのこ

第十七節

さうに、寡頭派により支配されている国家は、同盟ならびに誓約^①を必ず遵守しなければならない。もし、國家が協定を守らないか、あなたが「寡頭派の」誰れかによつて不正を蒙れば、協定を締結した寡頭派の名前は「少數者故に明らかで」ある。しかし、民衆の締結した協定は何んであれ、民衆は提案者^⑤と票決に付した個人に責任を帰す一方、他の人々は「議決の場に」居なかつたとか、満場の民会での決議案に賛成していないと言つて拒否「して、自己の責任を回避」出来る。また、もし、議案が成立するのが好ましくなければ、したくない事をしないために無数の口実をみつけて來ている。また、民衆の決議から、何か不都合な結果が生じると、彼等民衆は、少數の者達が自分達に反対して「決議を」水泡に帰したと批判する。^⑩しかし、何か良い結果が生じれば、彼等は自分自身の手柄にする。

第十八節

しかし他方では、民衆^②は自分達が悪口を言わぬよう、民衆を「喜劇」で諷刺したり、悪口するのを許さない^③。だが、もし、誰かれかが他人を諷刺したり悪口を言おうと欲する時、個人的には彼等はこうしたことをするのを奨励する。というのは、彼等の熟知していることだが、大体、諷刺される人は民衆でもなく大衆でもなく、むしろ、富裕者か名門の人か有力者かであつて、他方、貧

民や民主派の人々の中で諷刺される人間は僅かであるが、この連中と言えども、一度に種々の仕事に手を出したり、何か民衆以上に羽振り良く振舞おうとしない限り諷刺されるものでない、よつて、こうした人々が諷刺されても「民衆は」怒らないのである。

第三章

第一節

要するに⁽¹⁾、アテーナイ人の国制について、私はその型態を是認出来ない。「とはいえ」彼等は民主制を採用して以来⁽²⁾、私が「前二章で」提示した方法⁽³⁾を取ることにより、民主制を巧みに維持し続けていると私には思われる。

さらにまた、そこ「アテーナイ」では時として、一年待っても評議会や民会と「懸案を」掛け合ふことが出来ないと言つて、アテーナイ人を非難する人々がいるのを私は知っている。「しかし」、こうしたことも、アテーナイで起るのはまさしく「アテーナイ人の」政務が多いために、「懸案を」処理した上で全員を引取らせることができないからである。

なぜなら、「彼等の仕事の多さを考えてみれば」どうして、それが可能であろうか。彼等は、まず第一に、他のギリシアの如何なる国家よりも多くの祭典を挙行しなければならないのである（そして、祭の間は如何なる政務の遂行も難しくなる）。次に、全員が「取組んでも」裁決し終えない程の私訴や公訴や執務審査を裁決し終えなければならない。また「第三に」、評議会は、戦争に関する数多くの問題、歳入の細目に関する数多くの問題、立法に関する数多くの問題、町で日夜起る事件に関する数多くの問

第二十節

しかし、私は、民衆自身に対して、民主制を容認する者である⁽¹⁾。なぜなら、自己の利益を追求することは、何人も認めることであるからである⁽²⁾。しかしながら、民衆に属さずして、寡頭制の国家に住むより民主制の国家に住むことを望む者は何人であれ、不正を企み、かつ、寡頭制国家よりも民主制国家においての方が自らの不正が気付かれずに済むと考える者である⁽³⁾。

題⁽²⁾、また、同盟国との関係で生じる数多くの問題すなわち貢税の徴収⁽³⁾、造船所や神殿の管理を評議しなければならない。これ程多くの政務が山積していればこそ、全ての人々と「懸案」を掛合うこと出来ないのはあやしむにたらないのではなかろうか。

第三節

しかし、ある人々は言う、もし、人が銀子を持って評議会や民会に行けば、「すぐに問題が」処理されよう、と。私とて⁽¹⁾も彼等と同意見で、アテーナイでは政務の多くが金によつて動いており、そして、もし、さらに多くの人々が銀子を贈るならば、さらによく「の問題」が片付けられるであろう。しかしながら、私は重々知つてゐることだが、たとえ人が金貨⁽⁵⁾、銀貨を彼等「アテナイ人」にどれ程多く贈つたとしても、国家が請願者全員のために「問題を」処理するのは不可能である。

第四節

また、彼等は次のことも決裁しなければならない。「すなわち」人が船を修理しないとか、公有地に建物を建てるとかいう場合である。これらに加えて、ディオニューシア祭、タルゲーリア祭、パンアテーナイア祭、プロメーティア祭、ヘーパイステイア祭での合唱隊奉仕者ことで年ごとに決裁を行なわねばならない。

また、四百人の三段櫂船奉仕者が毎年任命され、彼等の内、決裁を望む者がいれば、彼等のために年ごとに決裁を行ななければならぬ。これらに加えて、役人を審査し、決裁し、孤児を「認

定するために」審査し、囚人の看守⁽¹⁰⁾を任命しなければならない。これもまた、年ごと「の仕事」である。

第五節

△また△、時折、兵役忌避⁽²⁾と、それから、ある人々が並はずれた犯罪をなした時であれ、瀆神の罪を犯した時であれ、何か突発的な不正が生じた場合には、「その罪を」決裁しなければならない。

さらに、実に多くのことを私は省いているが、貢税の査定を除いて、主要なことは述べられた。これ「査定」は通例⁽¹⁾、四年ごとに行なわれる。

第六節

さあ、それでは、「第一に」これら全てのことを決裁する必要はない⁽³⁾と考へるべきか。確にそうだ、「その場合」何をそこで裁く必要がないか人が言つてくれればよいのだ。「しかしそれは言えまい」。逆に、「第二に」もし、万事決裁される必要があると同意すべきなら、「決裁は」年間を通して行なわれねばならない。なぜなら、現実に年間を通して決裁を行なつていてさえ、人間が多すぎるために、不正を犯すやからを断つことが出来ないでいるからである。

第七節

よろしい、しかし、「第三に」ある人は言うかもしねれない、判

決を下す必要はある、しかし、判決する人間はもつと少數であるべきだ、と。とすれば、開廷日数を減らさないならば、「これは上

述の理由で出来ない」、それぞれの法廷の陪審員数は「⁽⁴⁾判決する人間を減少するために」少數になるはずである。その結果、少數の陪審員に対して「自己の」裁判のためにあらゆる策を弄したり、「陪審員」一同を買収するのは以前より容易になり、裁判は以前よりはるかに不正なものになろう。⁽⁵⁾

第八節

さらにこれらに加えて、アテーナイ人は「幾多の」祭をも挙行せねばならず、その間、「閉廷しているので」判決を下せない点も「人は」考慮すべきである。しかも、彼等は他の国々の倍の祭を挙行している。もっとも、私は、一番少ししか祭を挙行しない国と比較して「倍と言つて」いるのである。それ故、こうした情況のもとでは、少しづつ、あるものを除去したり、あるものを補足したり出来る以外に、アテーナイの事態が現今のそれと異なることがあり得るとは私は思わない。民主制のある「本質的な」ものを除去することなくして、大幅な変革は不可能である。

第九節

なぜなら、國制をよりよく保つためには、「よく探せば」多くの方法が見出せよう。しかしながら、民主制が存続するために、しかも、よりよく治めるための充分な方策を見出すのは、丁度今述べた、少しづつ加えたり、あるいは除去したりして行く以外に

は容易なことではない。⁽⁶⁾

第十節

また、アテーナイ人は、内乱⁽⁷⁾の諸国家で、下層民の味方に立つことを考えているが、これも、私の判断では正しくない。しかし、彼等は「情況をよく」慮った上でこうしたことをしているのである。なぜなら、もし、貴族の味方をすれば、彼等は自分自身と思いを同じくする人々の味方に付かないことになるからである。というのは、いかなる國家においても、貴族階級は民衆に好意を持たず、むしろ、民衆に好意を持つのは、どんな国家でも賤民階級であるからである。というのは、人は類を以って集まるからである。⁽⁸⁾こうしたわけで、アテーナイ人は自分と同類の階層の味方をするのである。

第十一節

ところで、彼等「アテーナイ人」が貴族の側に立とうと企てた度毎に、いつも自己の利益にならなかつた。むしろ、ボイオティアの民衆はまもなく奴隸にされてしまった「ので、貴族の味方をしたアテーナイには何んの利益にもならなかつた」。同じく、ミレートスの貴族達の味方をした時は、まもなく彼等貴族は「アテーナイから」離反して、民衆を殲滅してしまつた。また、同じく、メツセニア人のかわりにラケダイモーン人の味方をした時も、まもなく、ラケダイモーン人は、メツセニア人を制圧してしまうや、アテーナイ人としばしば干戈を交えるに至つた。⁽⁷⁾

第十一節

〈訳註〉

第十一章

ところで、アテナイでは、不當に市民権を剥奪された者は多分一人もいないと、人は反論するかもしれない。しかし、私は主張する、少數ではあるが、不當に市民権を剥奪された人々がいる、と。しかし、アテナイの民主制を攻撃するには「不當に市民権を奪われた」多くの人々が必要である。かくある以上は、合法的に市民権を剥奪された人々がいるかどうかではなく、不當に市民権を剥奪された人々がいるかどうかを人々は考慮すべきである。

第十三節

とすれば、^①民衆が種々の役職を握っているアテナイで、多くの人々が不當にも市民権を剥奪されたと、人はどうして考えられる。職務を正しく遂行しなかつたり、正当な言語を述べなかつたり、正当な行為をしなかつた理由があればこそ、アテナイでは市民権剥奪の刑を受るのである。この点を考慮してみれば、市民権を剥奪された人々〔の存在〕を原因とする何らかの危機がアーナイにある、と考えるべからではない。

- ① 敵軍より τῶν μὲν πολεμίων
② Thuc. II. 39. 2-3 参照。

de Ste. Croix, *The Origins of the Peloponnesian War*,

London 1972, Appendix VI. p. 309 は本文がペロニアへの
人々との戦争を示唆している。本書の成立を四三一年より後半の譲渡の二八〇年後である。したば、Kirchhoff p. 7ff.
& Kalinka p. 175 の譲り継ぐものである。cf. Frisch p. 237.

- ③ 少数 ὀλεῖον
④ MSS では μεῖον (少な多数) とばかりおり、これで
ολεῖον を變える必要があるのかどうかは非常に微妙な問題であつ。

[前編 訳]
Meyer p. 404 や Hdt. I. 202. 1 を引用し、MSS を持つてゐる。他方、L-S-J (sv. ὀλεῖος VI. i) や ὀλεῖος を変えるべきは probable である。
アテナイの重装歩兵の人数についての簡単な日々出来ながら、余り多くはなかつた可能性もある。重装歩兵戦では、ペロ

ギリシャ人との戦争ではアテナイの強力さが認められるが、海軍

はだ。

の主導的立場（Thuc. I. 81. etc.）¹ が、アリスト芬（Aristoph. Eq. 1369f; Neil op. cit. n. ad. loc; Xen. Mem. III. 5. 19 参照）cf. Thuc. II. 39. 2-3.

たゞ、 *δηλιών* は *διόγος* の本來の比較級の形（Schwyzer I. i. p. 538），ボーロベタ碑文を中心と見ら出される（L-S-J loc. cit.）が、アシトマカの碑文に似た形は 470-418BC の間に大回遊用にみられる（Meisterhans K, *Grammatik der Attischen Inschriften*, Berlin 1900 (rep. 1970) p. 151）。

⑤ 第一章十五節参照。

貢税 (*ρόπος*) はもつて課せ、本章本節、だらうど、第三章 1 節と五節に出て来る。従ひて、本書の成立は、貢税を一時廢止し、かわりに海上通商税を定めた四一二年（Thuc. VII. 28.4），ゆくに確定してしまは、恐らく四一四年の秋（Gomme HCT IV. p. 402）より以前であることは確実である。

⑥ 陸上での *kai kai* は重要な意味を持つだらう。ヘルマース指揮下のアテナイ軍がコロネイアで最終的に敗北を喫する（Thuc. I.

113），アテナイはボイオニア支那の領土を放棄し、以後、中央ギリシア、ペロポニッサ支那の野望を捨ててしまふ

（ATL III p. 294ff., 302ff.）。しかし、陸軍国スペルタ、海軍國アテナイとギリシア世界を1分した体制が形成されてい

る。アテナイの陸軍力は、スペルタと比較すれば、弱体ではあるものの、同盟諸国によればよりも強力な軍隊を保持していたこととなる。

従ひて、アテナイは同盟国を支配するに、海軍力の優勢は極つてもなく、陸軍力も充分である事実を作者は示してゐる。すなわち、力関係は相対的なもので、相手を考慮して成立するやうのであるといふ作者の極めて現実的な考え方が示されてゐる。加えて、ヒンドウ陸上—海上、重装歩兵一船の漕手、貴族—平民という対概念的な考え方が作者の論理の前提となつてゐないとがうかがえよう。

⑦ 充分である *αρετήν*

MSS は *ἀρετήν* であるが、Bowersock のテキストに従ふ。本文に現われたる作者の考へはフヤド・テスが伝えるアリクレスの政策と非常によく似てゐる（Thuc. I. 140-144; II. 60-64 参照）。本書には、じつした両者の発想の類似性を示す箇所が多々みられる。この点については、拙稿『伝クセノポン作『アテナイ人の国編』の制作年代について』『西洋古典学研究』XXX (1982) p. 42, n. 79 参照。

II編

① 加えてまた *πρὸς δὲ καὶ*

この表現は極めて一般的である（Kühner-Gerth II. i. 527 参照）が、本書に似た箇所を除いて全く *πρὸς δὲ τούτοις*

へなつてゐる (I. 17, 18, 19; II. 12, 15; III. 4, 8 参照)。

(2) 僥伴ながら κατὰ τύχην

τύχη は、作者、時代に応じて種々の意味合ひを持つて使用されるが、前述 (第一章五節、注②) の久保氏の論文を参照。

(3) 本文は前文の説明であるから、γάρ とか何か小辞の欲しき所

である、所謂 Asyndeton の文である (Smyth § 2167b; Kühner-Gerth II. ii. p. 345)。訳では、前後関係を明白にするために、『やだやだ』を入れた。

(4) 陸上の被征服国 τοῖς μὲν κατὰ γῆν ἀρχομένοις

陸上諸国は一地域に集結して戦力を増強するひとが出来た (Thuc. I. 58)。他方、海軍国は敵対する島国を容易に包囲出来た。Thuc. III. 2ff. のレスボス島の離反を参照。

(5) 一つに連命して συνουκόθετας

本来 συνουκίσαι は σὺν = 共に = οἰκεῖων = 住む者 = からなる語で、娘を嫁にやる場合や、市や村が結合して 1 つのより大きな国家を形成する場合等、種々の意味がある (L-S-J sv. συνουκίσω)。

(6) 海を支配する者 θαλασσοκράτορες

原文は複数となつてゐるが、訳は単数で示した。こうした例は他にもあるが、1 つ 1 つ断わらない。

本文は、アッティカ散文の 1 つと言われてゐるが、本語は、可能性として、法制的な面を強調して、所謂シヨノイキスマスを意味しているとも考へられる。作者がこゝで、この語をいすれの意味に用いたか、さあ 1 つはっきりしない。しかし、本文も本書の成立年代を考察する時しばしば問題となる箇所である。

すなわち、Instinsky p. 19ff. は本節および三節の Thuc. I. 58. 2 と並んでカルキディイケーのシヨノイキスマス (四三一年) からして、①本書によるかぎり、大陸でのシヨノイキスマスはアテーナイの干渉があつたために行なわれていなか、②従つて、シキディイデスの伝えるカルキディイケーのシヨノイキスマスの行なわれた四三一年より以前に本書が成立したとしている。

他方、Gelzer p. 71ff. は、本書には四三一年以後のポティダイア包囲 (Thuc. II. 70) が言及せられてゐるが、本書は四三一年より後に成立したとしている。

⑥ デロス同盟諸国の行動は、各国の利害が衝突して、なかなか一致団結しなかつた (Thuc. III. 10. 5; III. 11)。従つて、この点から、アテーナイの重装歩兵の優位は、同盟諸国の総勢力に対してもなく、個々の同盟国に対して保たれてはれば充分であつた。

本文は複数となつてゐるが、訳は単数で示した。こうした例は他にもあるが、1 つ 1 つ断わらない。

本書は、アッティカ散文の 1 つと言われてゐるが、本語は、ひとつ十四箇で、一つトマオニア方言の繰りが用いられてゐる。なお、Kalinka p. 181 によると、本書では θαλασσα という語は、一々 たぬ繰りが全原本で十一箇所にわたり共通して用いられているのに対し、残り六箇所では、写本によっては綴りが一々 となつてゐる場合があると語つ。本書の方言的特

徵にて云ひ、Treu p.1976ff. 参照。

なれば、本書にみられる海上支配の問題が極めて類似した発想やシナリオが示してゐる。Thuc. II. 62 (cf. I. 143-144; II. 65), Thuc. I. 9, 15, 81, 141 などと本章 1 節注④を参照。

述べたシナリオは本書の類似性からして Nestle W, "Thukydides und die Sophistik" Neue Jahrbücher f.d.Klass.Altertum XXXIII (1914) p.649-685, 並び 681

& Finley I, II の整理してある。最近では Romilly & Starr, C, G, "Thucydides on Sea Power" Mnemosyne XXXI (1968) p.343-350 が、圓滑の統治方法の類似性を指摘する。

しかし、本書の作中が海上支配國へ陸上支配國の粗暴な侵犯に深く関心を持っていたのは確かである（因節～七節参照）。

⑧ 作者は、被征服者の連合は船による包囲で阻止出来ぬと考へる。AP XXIV. 3 とも云ふ、トレーナイはクロス回路支配にあたる十隻の守備船 (*vē̄̄es ἐρυηπόδες*) を保持してゐた。Thuc. IV. 13. 2; Plut. Per. XI 参照。

⑨ Aristoph. Aves 186 や参照。cf. Kalinka p.182.

本文を讀むれば、海賊ギリシャの歸臣が岸に穀物を輸入して、この事実が反映してゐる事がわかる。この頃の穀物供給状態を考へる上で面白い資料となる。飢饉による餓死は、ギリシャ世界での位わいたのを知らうか。cf. Thuc. II. 54. 3.

三編

① 他方、

前節の『歸臣である壁』 (*ὅσοι ν γαῦται εἰσιν*) に対するが、なんどいえども攻撃する *μέν* が欠けてゐるが、攻撃者が因田地の壁を越えて来たためである。Denniston p.165; Küner-Gerth II. ii. p.271ff. 参照。

② 金の國々 *διπόται·πότες*

Thuc. II. 9. 4 参照。

③ 残存する *διά δέσ*

Thuc. I. 77. 6; III. 12. 1; VI. 83. 4. 船の定義について

Arist. Rhet. II. 5. 1382a 21f. 参照。

④ 輸入や輸出 *εἰσάγεθαι τις εἰσάγεθαι*

L-S-J さんの動詞や中動詞について。これによつて、Kalinka p. 185 が最も相手の輸出入に従事したのは船の庄邸ではなく、ギリシア人トロイ人の船がたしかねてゐたところ。

⑤ ギリシャ人は個人、國家ごとに保有する財産を理想としてゐた (Arist. Pol. I. 2. 1252b 30ff.; II. 3. 1261b ff.) が、現実は異つてゐた (Plat. Rep. II. 11. 369C)。

クロノスがおどき、『人間の命はアゲルラ女神から得たばかり世界の位わいたのを知らうか。國といたつて、必要とするが足りないものがあるのだ』一國たるものにはかかるが、(Hdt. I. 32. 8. 松平千秋訳)。一般的には、Hasebroek J,

Staat und Handel, Tübingen 1928 p. 138f. (原、市川訳 “都市國隊の經濟” 1943, p. 273f.) が種々の貿易を検討している。

- ⑥ テーナイの諸國に対する經濟干涉としては “メガラ條令” (Thuc. I. 67.4) が参考照し出される。本条令についてば、
かか、Croix op. cit. p. 251-289; Meiggs p. 202-204 を参
照。また、Thuc. I. 120 も参照。

また、Meiggs-Lewis No. 65 によると、テーナイは、メ
テーイに於してギリシヤンよりの穀物輸入の特権を有してゐる
とかかること、ノーベルトスを通過する船をアーナイが監視
していだことがあがれ。同様に、Meiggs-Lewis No. 46
“ケニアリタス法令” や発布年代は確定されてこないが、回
No. 45 の “度量衡統一法令” などを参照。

以上のとく、作者が、アーナイが莫大な量の穀物や船材用木
材などを輸入せねばならなかつた現実 (Hopper p. 47ff. 参
照) については全く觸及を行なつてこなはるが、希の余地を
残す。本章十一節参照。

四節

- ① 三節に続いて、海上國の税關が述べられてゐる。

- ② 時たましか *ἐπιοτε*

この語の解釈については、Kalinka p. 186; Frisch p. 245 の
説に従つ。

- ③ 領地を蹂躪する *τέρμην τέρμην τὴν γῆν*

敵国の穀物や果樹 (特にオリーブの木) を焼払ひたり、切り

倒したりするものが原義。しかし戰法はギリシト並の輕率
手戦であつた。e.g. Aristoph. Ach. 183, 231-232, 512; Pax.
628f; Lysias VII.5-6; L-S-J sv. *τέρμην* A. IV.3; Thuc.
I. 143.4. 参照。

作者はひどい何か具体的な事件を考えながら本文を書いたの
であつた。ゆくやうだとすれば、四五七年夏 (年代について
は ATL III p. 178 参照) のヘルミテーのペロボンネソス
沿岸攻撃、スペルタの造船所の焼打れ、なりびに、シキオン
領内への上陸作戦 (Thuc. I. 108.5) が本文に反映しているの
であるつか (cf. Paus. I. 27.5)。それむか、ペロボンネソス戰
争勃発直後の四三一年、カルキノス等の指揮のゆゑに行なわれ
たアーナイのペロボンネソス沿岸攻撃 (Thuc. II. 23.1; 25)
であるつか。あらうか。あらうば、テュレア攻撃 (Thuc. IV. 57) やメガ
ラ攻撃 (Thuc. IV. 67-74) などが考へられていらぬのであつ
た。

いずれの事件をひどく採用するかは本書の成立年代を考へる
上で重要なポイントになるが、本文からだけではこれらの事件
とも決定し難い。

- ④ 沿つて入港 *παραπλεῖν*

この語は本来 “船で沿岸を通つて航行” という意味である。
このよど、陸を越へて沿岸を通つて船を接岸せしむる
(Kalinka p. 187 参照) だが、*παρά* を生かして “沿つて” と
訳した。

そもそも、三段櫂船はその構造からして、公海より沿岸を通

航するやうのやうだ (Gomme A. W., "A Forgotten

Factor of Greek Naval Strategy" JHS (53) 1933 p.16-

24)。

(5) 繰込んで *ἀναβάτα*

単数形であるが、意味は複数で支配者（複数）を意味する。

Wackelnagel op.cit. p.73ff. 参照。

H編

(1) ノヒヤム、前節に続いて海上支配国の艦隊が撃滅されたが、

√。

(2) “*αἰγαλοῖς*” と記したが、原文は *ἀπὸ τῆς σφετέρας αὐτῶν*
である。*Xáphos* がト解かれてる。

(3) 欲するだけ遠く *ἀπόστροφοι βουλευ πλοῦν*

直訳すれば “あなたが航海したいだけ” となる。動詞が一人
称単数になつてゐる所に誤しては、第一章八節注⑦参照。

“遠く” とは具体的に “それだけ遠くか、さうあるしね” が、本
文を読むと、ペリクレスのアヘーネ遠征 (Plut. Per. XX. 1-2.

年代は確定出来ないが、ATL III p.114-117 は即ち〇年から
即ち五年頃の可能性がある) と、即ち即ち〇年から

一ヶ指揮下のアテナイのフセリース方面への遠征 (Thuc. III.
86)、あるいは即ち〇年からアヘーネ遠征 (Thuc. I. 57) た
くの事件が思ひつかぶ。

(4) 陸軍の兵士が長期にわたり行軍するのは不可能であるから
作者の主張は、本書の成立年代の考察上大きな論点になつてこ

【アテナイ人の國制】の翻訳前編 (ルの1)

№。

Roscher op. cit. (銀) 章 1 节注①参照) p. 529 は、ノの
主張が、即ち即ち〇年の夏 (≈) に “諸国を横切る數十ヶの道程
を越へ船団を絶する危険をかえりみず、渾身の勇を鼓して”
(Thuc. IV. 85. 4 久保正幹訳) 敢行されたアラシダースの力
ルキニアケー方面への遠征 (Thuc. IV. 78. 2ff. 参照) 事実と
矛盾するところ、本書の成立年代を即ち即ち〇年の〇年前とした
(cf. Thuc. I. 141)。

ノの Roscher 説は多くの人々により承認もおこるが、
Müller-Strübing p.36ff.; Gomme p. 224 ff.; Fuks p.34.
n.37; Mattingly H. B., "The Athenian Coinage Decree"
Historia X (1961) p.179; Fontana M. J. (Croix op. cit.
p. 309-310 参照) は Roscher の誤解を反対してゐる。これ
が即ち即ち容易に決定しかつたが、反 Roscher 説の根拠は弱
いように私は思われる。

なお、 “海の支配者” が “アテナイ人” と訳す換へられて
いる場合があるのに對して、 “陸の支配者” に代えて作者はな
ぜ “スペルタ” の名を挙げなつのを疑問に思ふに思ふだらう。

(5) 運々とつて *βασιλεῖαι*

例外的な速やかに行動したアラシダースの軍も 1 即ち〇
~五〇年であった (Busolt GG III. 2. p. 1142 n. 2)。これは按
つて、前艦船は 1 日平均速度八~一~二キロで走れた (Mor-
rison-Williams p. 309)。しかし、時には日夜航海を続ける
ノの希れではあるが出来た (Thuc. III. 49. 3. cf. Xen. Hell.

II.1.30)° cf. 四節注④°

⑥ *πεῖται πεῖται*

“陸路を、山の脈を。L-S-J sv. *πεῖται* III.

⑦ 長期のための糧食 *σῖτον...πολλοῦ κρόνον*

πολλοῦ κρόνον を次と繋ぐ *πεῖται ιδντα* とかかれて来る
如く曰くが、じいだ *Kalinka* p.190 に従つて *σῖτον* にかけ
りや。

而ち、市民は糧食を携へて出立するのが猶やつてゐた
(Aristoph. Pax. 1181-2; Ach. 544-5; Thuc. III.1.3; VI.
31.5 等)° 詳細は Pritchett W.K., *The Greek State at
War*, Berkeley 1971 part I. p.30ff. 参照。

⑧ 本文のテキストには欠文がある。参看の如く。じいだ

Frisch の補足通りに訳しておき。

たゞ、本節ならびに前節と同様に作戦方針が、ペリクレスの
演説にも展開されてゐる。Thuc. I.141-143 参照。

六節

① ゼウスの贈物たる *αἴσκης θεός εἰστιν*

而し叙事詩的表現が出てゐる。Hesiodus Op. 242-244; Od.
IX.411; IV.11.197; Soph. Oed. 25ff, 171f. 参照。

② 穀物の病気 *νόσοντας τὸν καρπῶν*

而ちの如く、因作や不作が長く。cf. Thuc. II.54° たゞ、
原文 *καρπός* は穀物のみならず果物など広く農産物を意味する
やうである。L-S-J sv. *καρπός* A. I. i.

③ 原文は *οἱ μὲν κατὰ γῆν κράτιστοι* である。

④ 到着する *ἀφικεῖται*

主語が欠けており、非人称なのかせりやつた。じいだ
は、*σῖτος* が陸路われてくる (Rupprecht p.27) と考えてお
く。

作者はじいだ、前題のアテナイの穀物輸入情況について不
要議と何も述べてゐない。輸入は当然のじいで改めて言及する
じいだないと作者は考えてゐたのであらうか。穀物輸入につ
いては、もしもあたつて、Hopper op.cit. p.71ff.; Frisch p.
249-250 参照。cf. Thuc. I.120.2° 三節注⑥も参照。

⑤ じの節も本書の成立年代を考察する上に極めて重要な所である。

シキディエスによると、西110年初夏よりアテナイでは疫
病の流行が始まり (Thuc. II.47ff.)。それはまあなく、物的に
も精神的にも極めて甚大な損害をもたらし、人倫も徹底的に破壊さ
れていく一方、外にあつては、ペロボンネソス同盟軍の侵入を
受け、アッティカの耕地は破壊され、じうう内憂外患におそわ
れて、アテナイは混乱の極地に達したとある。

しかるに、本書の作者はこの重大な一件について何も言及せ
ず、ただ穀物の病気について軽く触れてはいるだけである。しか
も、本書全体にみられる安定した世界、ならびに次節に述べら
れじるよう、交易面でもアテナイが繁栄している事実を
考慮すれば、本書は西119／西110年以後に書かれたとは考
えじるではないかと私は考へる (Frisch p.57; Hohl p.

28ff.; Gelzer p.74; Diller p.113ff. 参照)。

他の可能性として、作者は疫病がアテナイの海上支配の論理に破綻をもたらす程のこととは思わなかつたとか、あるいは疫病と海上支配とは次元を異にする問題だと考えていた(Treu p.1951 参照) のではないかな。こう推測も出来ようが、私には根拠が薄いように思われる。

七節

① 本節ならびに十一節に述べられてくる海上支配に基づく交易

面での利益はペリクレスも述べている(Thuc. II.38.2)。

しかし、シキティアスと本書の作者は回示トーマを扱いつつも視点は相異なる面があつた。Nestle p.237ff.; Starr op. cit. p.343ff. は指摘している。この点、11節注^⑦参照。

② めでたらしい事実にも *kai σμικροτέρων*

海上制覇に基づく政治経済的利益に対し、なんでは食物、言語や服装(八節)、平民の享樂(八、九節)など文化的側面での利益が述べられてゐる。しかし、再び十一節以下で経済的で側面に戻つてゐる。

③ 原文は *τρόπονς εὑωχεῖσθαι* である。Thuc. II. 36. 4; 39. 4 は展開されたシキティアスの複雑な理念の表現と比較せよ。

④ 発見した *εἰδησθαινον*

所謂 Gnomic Aorist である。

⑤ Kalinka p.196 によれば、アクトの地名は地理的に整然と述べられてゐる。すなはち、西のシリヤとイタリア、南東のキ

プロペトロジアト、北東のリュドマトとボントスといふより対の形をとつてゐる。

具体的にいかなる商品が入つて来たかその一端をアリストペネスと大体同じ頃に活躍したグルシラオスは次のように伝えてゐる (fr. 63 = Athenaeus I. 27e-28a)。

“ザロネーがいは香料 (*καρύός*) と牛皮、クレスポンヌスからばサバとあらゆる種類の魚の塩で、また、テッサリアからばプリハ (*χάνδρος*) と牛のあばい肉……シラクサは豚とチーズを供給し……ヒシアートからば帆桁のついた帆布と「ペソルス製の」ロード、シリアからは乳香、麗しいクレタは神々ためにの糸杉、リビトは交易のために多くの象牙を供給する。ロードスは多くの干し葡萄と甘美な夢をもたらす無花果。他方、エウボイアからは梨と大きな林檎。フリギアからは奴隸、アルカディアからは傭兵。パガセは奴隸……。ペグラコニア人は甘い栗といやつやした扁桃を供給する。……他方、フェニキア人は椰子と極上の小麦粉”。

また、Aristoph. Daita. fr. 216 参照。

その他、めでたし具体的な箇唱については、Kalinka p.196ff., 貿易の発展と闇つて一般化だんじゆつせし Meiggs p. 264ff.; French A, *The Growth of the Athenian Economy*, London 1964, p.107ff. 参照。

⑥ 輸入先として、ペロポンネソスの名が挙げられてゐる。Hohl p. 30 は、ペロポンネソス戦争中、アテナヤとの交易をお得なこととして、本書の成立年代を同大戦以前としむ。

それじゆ、当大戦中じゆ、中立を保つていたアルゴスやアルカディア (Thuc. II.9) と交易してゐたのがもしかれな。

(7) 奢侈口唱、珍味の類 $\delta\tauι...\eta\delta\nu$

$\eta\delta\nu$ の多義性について L-S-J sv. $\eta\delta\nu$ s°

(8) 本節や十一節から十四節までの内容かへしで、アテーナイの海上支配が確立し、安泰した状態にあつたことが言外に示せられてゐる。そして、イタリアやシシリーとの交易を考えた場合、四四四／三年のトゥアーリオイ設立の重要性が改めて明らかにされるが、この点だ、Ehrenberg V, "Foundation of Thurii" AJP 1948 p. 149ff. (= *Polis und Imperium* (1965) p. 298ff.) 参照。

九節

(1) 犠牲や神殿や祭典や聖域などに關する $\thetaυσίας$ δέ και $\xiρόδη$ και $\tauεμένη$

(4) 風俗の変化について Thuc. I.6; Aristoph. Nub. 961-1104 参照。

(5) 作者は、ノンド語、習慣の変化を述べてゐるが、アリストペネスの『雲』にみられるような新思想、風俗の批判を不思議としている。

ここで、"夷狄" と記した語 ($\betaαρβάρων$) には、ど的位置、蔑視の念が込められてゐるのかはもう一つはあらへな。cf. Kalinka p. 200° また、十一節参照。

八節

(1) 次に $\xiπειτα$

七節の "第 1 节" ($\piροῦτον μέν$) と続く。

(2) 原文は $\tauοῦτο μέν ἐκ τῆς, τοῦτο δὲ ἐκ τῆς$ である。

(3) 取入れた $\xi\xiελέξαυτο$

自然に方言が混合してゐたといふので、意図的と誤解されたことが多いとの語には命ぜられた。L-S-J sv. $\xiκριέψω$ 。

また、テキストも混乱があるのが、むづくねは、やつてない。特に、冒頭部分の因の対格形をいつめるか問題である。本書を即興演説であったのみ。Kalinka はこれを演説の特徴的スタイルとしている (Kalinka p. 203ff.)。しかし、Frisch loc. cit. 参照。

作者が述べてゐた方の題名は、Debrunner A.-Scherer A, *Geschichte der griechischen Sprache* II, Berlin 1969 p.43 でもある。何成詮張られた表現との関連は、ふたつ、第一章十六節注(2)参照。

ノンドは、四語を $\tauαὐτα$ にかかへて Bowersock の語は取らず、四語を限定の対格として語しておる。

せた、団體の意味も意味があらが、Kalinka 論 (p.203) に従つて上記の如くに訳しておいた。彼によれば、儀式は神殿の祭壇に行なわれ、祭典は聖域で挙行されるのである。団體 a-b, a'-b' の形式を取つてゐるのも。¹ Frisch p.255 も参考。

も頗るやうな（標榜 “クノーハーキト”『叢書』vol. 41. 4 叩 p. 88 参照）。

の祭壇に行なわれ、祭典は聖域で挙行されるのである。団體 a-b, a'-b' の形式を取つてゐるのも。¹ Frisch p.255 も参考。

② 国を美くしく壮大に建設す $\pi\delta\lambda\mu\omega\circ\kappa\kappa\epsilon\iota\mu\lambda\eta\mu\kappa\mu\gamma\alpha\lambda\eta\mu$

宗教的な内容の中に世俗的な記述が出て来て唐突な感じがあるが、ペリクレスの演説 (Thuc. II. 38. 1; 64.3) がハシタルコスの死後のペリクレスの政継方針 (Plut. Per. XIIff.) を考えれば、異様とは思へまい。

③ 本文には、国家は市民生活の面倒をみぬぐやまうかと古代市民の発想の一端が示されてゐる。Plut. Them.

IV. 参照。

犠牲の分配など² Aristoph. Nub. 386, 408, 碑文では Syl. I³. 271; III. 958 や、一般的な記述など² Deubner p.155ff., Parke p.48ff., 122ff. 参照。

④ いと頗る丑れども³、トローナイが植民地 (e.g. “ヘンア法” Meiggs-Lewis No. 49) や巡回団⁴など³ Deubner p. 153A; Plut. Alkib. III⁵。従つて、Oehler J. (RE. VII. 2. p. 2010) のよつと、ペライストリーム⁶的施設であつたとしたのは、本作⁷ Meiggs-Lewis No. 46. いと遅いが⁸ Meritt; Wade-Gery 講文 JHS LXXXII (1962) p. 67-74 参照)、ペントナマトの祭典に武器や牛の提供を命じてゐる政策である。

いと頗る丑れども³、トローナイが植民地 (e.g. “ヘンア法” Meiggs-Lewis No. 49) や巡回団⁴など³ Deubner p. 153A; Plut. Alkib. III⁵。従つて、Oehler J. (RE. VII. 2. p. 2010) のよつと、ペライストリーム⁶的施設であつたとしたのは、本作⁷ Meiggs-Lewis No. 46. いと遅いが⁸ Meritt; Wade-Gery 講文 JHS LXXXII (1962) p. 67-74 参照)、ペントナマトの祭典に武器や牛の提供を命じてゐる政策である。

『トローナイ人の風習』の試訳前編 (ルの1)

① ヌヌド、内容はやうど 1 变つて、世俗的な面が強くなつてゐる。
② 体育場 $\gamma\mu\nu\mu\alpha\sigma\alpha$
体育場は、一般に市郊外に設けられた、スポーツをするための公的施設である。しかし、そこには、浴室や更衣室、オフィスの設備が付いていた。Gardiner E. N., *Athletics of the Ancient World*, Oxford 1930 p.72ff. 参照。

他方、ペライストリーム ($\pi\alpha\lambda\alpha\iota\sigma\tau\rho\alpha$) は、ノベラ・ハグをしたりして青少年を教育するための、特定の指導者のもとに開かれていた私的な学校で、多く個人名で呼ぶれていた (Plat. Charm. 153A; Plut. Alkib. III⁵)。従つて、Oehler J. (RE. VII. 2. p. 2010) のよつと、ペライストリーム⁶的施設であつたとしたのは、本作⁷ Meiggs-Lewis No. 46. いと遅いが⁸ Meritt; Wade-Gery 講文 JHS LXXXII (1962) p. 67-74 参照)、ペントナマトの祭典に武器や牛の提供を命じてゐる政策である。

③ 浴室……浴場 $\lambda\circ\sigma\tau\rho\alpha\ldots\lambda\circ\sigma\tau\rho\alpha\sigma\alpha$

本来、前者は湯浴みや水を意味するのとちつて、後者は湯浴みや施設のある所を示す。入浴は当時一般的であった

(Aristoph. Nub. 837, 1044-5; Aves 1554; Plat. Sym. 174A) は、富裕な人を豪華な浴場を指すトコトコ (Plut. Demtr. XXIV)。

たゞ、*λουτρόν* を浴場の意味で使用した例は、散文では本箇所が最初である。Renéhan R, *Greek Lexicographical Notes*, Göttingen 1975 p. 131 参照。

(4) 更衣室 *ἀποστήρωμα*
入浴のための更衣のみでなく、社交の場でもあつた (RE. I. 1. p. 2820)。

(5) 史料不足でないからしながら、何がつかの森金 (*ἐπιλούτρου*) を用いて利用する施設があつた (Aristoph. Nub. 835 ff.; RE. II. 2. p. 2744)。

(6) 原文は *δέρκης* である。

(7) 穀頭派や貴族達 *οἱ ὄληροι καὶ οἱ εὐσεβεῖσθες*
前者は政治的、後者は社会的視点からみた呼称である。第1章三節、四節、十四節と同様である。たゞ、Hdt. I. 196; Thuc. II. 53. 1 参照。

十一 編

(3) 船艦の意味、船の意味として譲譲がある。Kalinka loc. cit.; Gelzer loc. cit.; Frisch p. 258-259 参照。

(4) トマスモニク船艦建物の木材輸出と資金調達の拠点 (港) 商基地であると、金鉱がある。Thuc. I. 100. 2) として問題であった (Thuc. IV. 108. 1)。

(5) テオーナイの同盟諸国との経済干渉について三節注(6)ならびに Zimmern p. 350-365 特に p. 359 n. 1 を参照。

(6) 支配地 *τοὺς ἀρχοντας*

MSS は *τὸν ἀρχοντα* と单数である。しかし、单数形をもつてが、複数形をもつてが、これは内容上大差はあるが。

本書の作者は余らによつた数の一一致を厳密には考へてこないようだある。ノリドあくまでキリストを改めて複数形に統一するのが良さのかどうか疑問がおぬむつと思われる。性急にほゞねのあらわしをもつてやが、ノリドは MSS を用ひながら Blass 参照 (Blass F, *Die attische Beredsamkeit*, vol. 1, Leipzig 1887 (rep. 1962) p. 278) が歴史における私有地である。

(7) 原文は *εἰς αὐτῶν μέντοι τούτων καὶ δὴ νῆσος μοί εἶται* である。Kalinka p. 216 は、本文より、作者は海上交易に関心を持

(2) Bowersock の論述によると、属格形 *τῶν Ελλήνων καὶ τῶν βαρβάρων* は *μόνοι* とかかる。Kalinka p. 214; Gelzer p. 22-23 は、*τὸν δὲ πλοῦτον* とかかる。

(8) 鉄…銅…錫…鉛…銀 *σιδηρός…χαλκός…λίνος…κηφός*
これら全て造船に不可欠だった。銅や鉄は鐵や種々の金属

に、そして鉄は鋳やすこのや小物は金具には銅が必要だね。亞麻はロープや帆、繩はポリチのかわりに防水に使用された。Morrison-Williams p.279ff. 参照。

οὐδὲν πουῶν は (Frisch p.263) かむし、πάντα ταῦτα は (Kalinka p.221) かむだ。

ノギの素材は Kalinka p. 217; Frisch p. 260; Healy

J.F. Mining and Metallurgy in the Greek and Roman

World, London 1978, p.57ff. ともいふ、木材はマケドニア、

南イタリア、ギリシア、キプロス、鉄はシニア、キプロス、
ヒルバ、銅はキプロス、ヒルリア、亞麻はカルタゴが産地と
して有名であった。蜜蠟はアッティカ産が有名であったが、他
國より輸入されたものだ。

十一節

① 本文の「*κιστὴν τελεῖσθαι*」を翻訳する。ノンでは、
Bowersock の「*κιστὴν τελεῖσθαι*」と MSS A, C, M の
読みを採用したる Frisch の「*κιστὴν τελεῖσθαι*」、「彼等〔アテ
ーナイ人〕」と「我々」の間に内省的形としているが、
異説としていたり、Kalinka p.218ff. を参照。また、二節注⑥

の記述に間違があるとは想へない。諸鉱石の精錬については
もしそうだとすれば、キプロスで両鉱石が産出して、作者
の記述に間違があるとは想へない。諸鉱石の精錬については
しまつ。ところが、今日でも硫黄分除去は面倒かつ鉄の品質底
下をもたぬ。とにかく、古代の精錬技術では充分に硫黄分を
除去するのは難しかったらしい。よって、硫化物は鉄の原料と
しては役立ず、両鉱石が同時に産出するとはないという考え
が生れたのである (cf. Strab. X. 1. 9)。

② 私 *kai eisw μεν*

十一節の「私の船」の *μοι* の意味である。作者が文字通り
アテナイ人であるのか、それともアテナイ人の立場に立つ
て發言しているのか、おこがましい。

καὶ の用法について、Kühner-Gerth II. 2. p.247 参照。

③ 土地から *ἐκ τῆς γῆς*

『アテナイ人の國語』の翻訳 (N. 1)

④ しかし、十一節注⑥に述べたように、キプロスでは銅と鉄が
同時に産出される。

⑤ 注④に述べたように、キプロスでは銅と鉄が同時に産出して
いる。鉄と銅が同時に産出しなかつて何葉が何を意味するか
については、慶應義塾高等学校の田辯清一教諭の教示によると
次の通りである。

銅鉱石は、自然銅を別にして多く硫黄化合物として存在して
いる (例えば、Healy op.cit. p.37 参照)。この場合、鉄も
多く硫黄と化合した鉱石 (例えば、黄鉄鉱 (FeS_2)) になって
しまう。ところが、今日でも硫黄分除去は面倒かつ鉄の品質底
下をもたぬ。とにかく、古代の精錬技術では充分に硫黄分を
除去するのは難しかったらしい。よって、硫化物は鉄の原料と
しては役立ず、両鉱石が同時に産出するとはないという考え方
が生れたのである (cf. Strab. X. 1. 9)。

Healy op.cit. p.139ff. 参照。

また、木材と亞麻は々の句について、慶應義塾女子高等学校
の沢尾栄一氏の教示によれば、植生上様々な可能性が考えられ
るけれども、およそ作者の述べている通りのことであるとい
う。

十三篇

- ① 本節は、四節と似てゐるが、単に敵地に回航するのではなく、前進基地を作りそこから敵を攻撃するものが強調されてい、四節と少し内容を異にすると言ふべき (Kalinka p. 222; Gelzer p. 23-24)。

本件概し全へ亘じ考へをペリクレスが持つていた事實をツキ

トマテスは述べてゐる (Thuc. I. 142)。

- ② めでらん誇張であるべ。
- ③ 停泊して *εθορμουσι*

ある地兵を攻撃すべく敵の攻撃つて停泊するルイ (Thuc. I. 142. 7-8)。L-S-J sv. *εθορμουσι*。

- ④ ルの十三節も本書の成立年代の考察と関連して色々と語つておこな。

本節に述べる事柄は Kirchhoff p. 12ff.; Stail p. 73-74; Treu p. 1952; Forrest p. 112 などによれば、即ち即ちのローマ領を反映してゐる。Forrest loc. cit. によれば、本文は A perfect description of Pylos である。他方、Kalinka p. 223 は、即ち五年夏のクロノノホーン攻略 (Thuc. IV. 45), Roscher p. 536 は、即ち一年のアタランティック領 (Thuc. II. 32), Frisch p. 265 は即ち五年のヘルギーネのヤットハマ領が本文と反映してゐる所と見えてゐる。

本文は、具体的な史実を述べて記述してゐるが、本文は單なる抽象的記述に終わることにつけてゐる。

十四篇

作者はある具体的な事実を念頭におきつつ本書を作成したと思われるが、本節では、單なる抽象論を展開してゐるのにすぎないのだね、か、それとも本文の背後にはやはり現実の事件が考へられてゐるのか、本節のみならず容易に決定し難い。cf. Treu p. 1952; Busolt GG II. 2. p. 610ff.

本節に述べる事柄は Kirchhoff p. 12ff.; Stail p. 73-74; Treu p. 1952; Forrest p. 112 などによれば、即ち即ちのローマ領を反映してゐる。Forrest loc. cit. によれば、本文は A perfect description of Pylos である。他方、Kalinka p. 223 は、即ち五年夏のクロノホーン攻略 (Thuc. IV. 45), Roscher p. 536 は、即ち一年のアタランティック領 (Thuc. II. 32), Frisch p. 265 は即ち五年のヘルギーネのヤットハマ領が本文と反映してゐる所と見えてゐる。

本文は、具体的な史実を述べて記述してゐるが、本文は單なる抽象的記述に終わることにつけてゐる。

地に頼るところがややる。海洋制覇は大きな力の源だ。諸君、考

えてみるがよい。われらが島嶼民となつた場合、われらほどに捕捉しがたい勢力を擁した例がかつて存在しただらうか。われ

の今回の戦略的な狙いは正しくここにあると考えて貰いたい。

耕地や家屋敷は敵にくれてやればよい。ただ海の守りと城壁の守りを固くする。家や畠のために怒り狂つて、わが軍よりもはるかに多勢のペロボネーソス軍にむかって合戦を挑むことがあつてはならぬ（なぜなら、勝つてもまたこれにもおわる新手の敵と戦うことになる。若し敗れれば、敗北はわれらの勢力源たる同盟国に及び、われらの態勢に破綻をきたす。諸国に懲罰軍を送ることができぬとわかれば、かれらは乱を起すからだ）、家や土地の損失をなげかず、人命の損失を惜しまねばならぬ。家や畠から人命は作れぬが、人ねらざればものは手に入る。若し私が諸君なら、自分で畠屋敷に赴きて己が手でこれを打ち壊し、このよつたな物を惜しんで他国への退徙にせざるわれでなきことか、ペロボネーソス勢に示すだらう。

（久保正幹訳）

こうした両者の発想の類似について、Classen-Steup は、上述のシキドマネスの文への注釈で、ペラクンベの政策が当時のアテナイの市民一般に広まつたもので、それが本書にも反映されてゐる述べてゐる。

まだ、Aristoph. Ran. 1463-5 はペリクルスの政策に觸及したと思われる句がある。これに関する Stanford W. B., *Aristophanes the Frogs*, Edinburgh 1963 (2ed.), p. 196 参照。

『アテナイ人の國』の訳訳前編 (ルの1)

(2) しかるに現実にせ *vōv dē*

L-S-J sv. *vōv* I. 4 参照。

第一章六節、十八節と同一用法で、仮定を前提にした議論か、現実に戻つてらぐ。以て、十五節、十六節でも繰返されながら議論が展開される。従つて、本節を単なる抽象的な議論とする Instinsky p. 8ff.; Bowersock HSCP p. 34 の見解には従わない。Treu p. 1953-4 参照。

(3) οὐ μέντοι νέα διπέρχονται

L-S-J sv. *διπέρχομαι*。他方、Passow sv. *διπέρχομαι* 3. は “恐れる” としているが、作者は民衆を “殺めに” みじめにと考えて、L-S-J の訳を採用してやる。また、Aristoph. Eq. 269 の Neil の注を参照。cf. Frisch p. 267; Sturz, *Lexicon Xenophonticum* IV. sv. *διπέρχομαι*; Instinsky p. 10-11.

たゞ、この語は主つて農民の甘じる強硬な主戦派がいた。この時代 Aristoph. Ach. 595-8; Thuc. II. 21-22 参照。

(4) 焼あ払つたり蹂躪したり *εμπρήσσωσι...τεμόσιν* 共に未来形が使用されてゐることに注意。

(5) この節は十六節とならんで、本書の成立年代の考察上重要な箇所である。本節をすなおに読んでみると、当時アテナイは、城壁外の國土を敵の蹂躪にゆだねつたと考へてよからず。

では、この敵軍のアシテイカ侵入は何時のことなのだろうか

か。詳細は十六節の注でも論じられるが、十四節は、恐らくは

ペロポンネソス戦争勃発当初の、スパルタの王アルキダーモスの侵入事実を反映していると考えられる。もし、そうした場合、本節では何が問題となるか述べてみたい。

本節によると、アテナイの農民や富裕者は敵に『おもねつている』(*ὑπέρχονται*) のに対して、民衆(*δῆμος*)は『恐れず生活している』(*ἀθεῶς ἔχει*)と、動詞は現在形を使用しているので、当時のありさまが描写されていると考えられる。

加えて、本書全体に描かれている世界をみると、戦争状態がいくつかの点から予測されるとしても、アテナイ人は海上支配を確信しつつ、ほぼ安定した平穏な生活を営んでいるように思われる(六節注⑤参照)。

次に第二点として、ツキディデスの伝えている住民の市内への集団移住というペリクレスの政策を考えてみたい。

この集団移住は、『アテナイ人の大多数の者には……堪えがたく思われた』(Thuc. II. 14) のであり、かつ『大多数の住民は昔ながらの田園生活を守って生きていたので……都市に居住することは容易なことではなかった』(Thuc. II. 16) し、『貧者も富者も……戦時下にあることを何にもあらざる苦痛に思つた』(Thuc. II. 65. 2) のである。

ところが、本書の作者によれば、『民衆は恐れず生活している』(*ἀθεῶς ἔχει*)、のである。両者の記述は一見互いに矛盾対立するようだが、果してそうであろうか。

思うに、ツキディデスは上述のように『貧者』(*δῆμος*) = 富者(*οἱ δυχαροι*)という言葉を使用しているが、そこでは両語は極めて単純に、一般的な意味で使用されているのみであつて、何の政治的意味は含まれていない(Gomme HCT II. p. 181-182 参照)のに対して、本書の作者は自己の政治的偏見を

混乱と、本書の伝える全体像の間には、甚だしい乖離があるこ

込めて『民衆』(*dῆμος*)を極めて狭義に解釈し(第一章十節注⑧参照)、市内の住民に限定して使用してゐるゝ考へられる。

彼等『民衆』は市内で商工業を営んでいたり、船に乗込んで活躍していた人々(第一章一節参照)であつて、郊外にある財産を失つことは比較的まれであつたであらう。従つて、海上支配が搖がぬ限り、敵の侵入を恐れる必要はなかつたであらう。

そして、ペリクレスの政策に対する反対が根強いものであればある程、本書の作者が述べている『もし、アテナイ人が島に居住する日々……』との仮定は益々現実味をおびた響を持つて来るのである。

十五節

① 本節も、現実を踏まえての議論なのか、それとも、単なる抽象的な議論なのか、曖昧模糊としているが、ここでは前者の見解を探つておく。前節注②参照。

② もつ一つ別の恐怖 *kai στέπον δέους* 十節に述べられた國土蹂躪の恐れに加へて、*καὶ τὸν ἄλλον* 意味で、恐れの内容が以下、不定法で示されしる。Schwyzer II. p. 676; Kühner-Gerth II. ii. p. 398 参照。

③ 寡頭派 *διάγων*

『眞諦は欠かじふが、Kühner-Gerth II. i. p. 637 参照。

cf. Kalinka p. 229.

④ 急襲しに來る *ἐπεστρεψεῖν*

接頭語 *ἐπί*, *εἰς* の意つやうのやうと詮つてみた。

『アテナイ人の國制』の眞諦前編(ルの1)

⑤ 四三一年のペトタイト事件(Thuc. II. 2ff.)がこのわけ有名である。Aristoph. Eq. 475ff., 236, 257, 452, 628, 861ff. 参照。

⑥ 民主制 *τῷ δῆμῳ* Frisch p. 271 に従ふ。民主制と訳す。第一章十節注⑧参照。

⑦ もつ現実に *νῦν μὲν...εἰ* 前節の *νῦν δέ* とは異なり(前節注②参照)仮定文である。

しかし、作者は、何か具体的的事実を考えながら述べてゐるかも知れなし。

⑧ 古くば Plut. Cim. XVII; Thuc. I. 107. 4' 新しくば、Thuc. VI. 61. 2; VIII. 91. 3 なども参照。

⑨ *καὶ ταῦτα* 古くばの *καὶ ταῦτα* に對する。

上述の裏切による胆丘開放や敵の急襲を示す。しかし、こゝにした心配が、現実にアテナイにあつたのであるつか。皆無ではなかつたであろうが、作者はやうした可能性が極めて少ないことを第三章十一、十三節でも述べていふ。とすれば、前注⑧と考へ合せて、反民主制による議論は、現実を踏まえた理論の帰着点を重点をおいた記述と考へられよう。アテナイ以外ではじつした事件が多々生じてゐる現実は重視されぬかと思われ *καὶ ταῦτα* (註⑨ Thuc. III. 82. 1ff.; Aristoph. Wasp. 345, 417, 463-70, 474, 483, 488, 507, 953 等参照)。

十六節

① 現実に……*καὶ ταῦτα* *νῦν τὰδε ποιοῦσι*

十四、十五節に續か、*νῦν* がいとゆ用ひのねじふ。現実

の事柄が *τάδε ποιῶντα* と現在形で表われてゐる。なお、本文の主語はアチーナイ人と考へる Frisch p. 272 の説に従つておけ。Kalinka p. 232 参照。

② 以下、本書と全く同様な政策が、ペリクレスのそれとしてシキディテスによつて述べられてゐるのを参考のために引用しておひづ。

『アチーナイ人はこれを聞いて、ペリクレスの指示に従つた。かれらは市外の田園の住いから、妻子や生活に必要な諸道具を城内に移し、自分の家屋も取壊して木材部分を搬入しはじめた。家畜、荷駄を引く動物類は、とりまとめてエウボイアはじめ近海の島嶼に移された。アチーナイ人の大多数の者たちは、古い昔から田園の生活に慣れ親しんでいたために、時がたぬ集団移住は、かれらにとって堪えがたく思われた。』

(Thuc. II. 14. 1f. 久保正彰訳)

Kalinka p. 233 は、両者の類似からつて、本書の作者によるキディテスの述べた内容は、ペリクレスの演説そのものを正確に伝へてゐるところ (cf. Frisch p. 274; Treu p. 1953)。

そして、本書に記及せられてゐる敵のアッティカ侵入は、ペロポネソス戦争初期の具体的的事実に基づいてゐるが、史料として、Thuc. II. 19. 2; 21. 2f.; 22. 1; 47. 2; 55. 1f.; 57. 2; III. 1. 1; 26. 3; IV. 2. 1; VII. 28. 3; Aristoph. Ach. 226ff. を擇挿して (Kalinka p. 227 n. 1)。

これに依つて、本書の成立をペロポネソス戦争以前と考え人々は、本節を現実とは係わらぬものと理解せりつたり (十四節

注②参照)、おなじだ。例え何いかの事実が反映してゐるといつても、Frisch p. 268 のよひど、四五七(?)年ペルタ軍のアッティカ接近 (Thuc. I. 107) より四五六年のペルタのアッティカ侵入 (Thuc. I. 114. 2; Plut. Per. XXII) を重視する (史料より詳細は Busolt GG III. 2. p. 609. n. 6 参照)。これがいわゆる説のこずれが正しきのであひづ。

思うに、

- ① 十四節ならびに十六節にみられる、*ποιεῖν* + 現在形の使用。
- ② アッティカの内部に、何度もにわたつて、敵軍が侵入したと思われる。

- ③ シキディテスと本書の記述の一一致。

以上の諸点からつて、やはり敵軍のアッティカ侵入は、ペロポネソス戦争勃発初の事件が反映せられてゐると見ゆのが確かなあひづ。cf. Hohl p. 32ff.

③ 十四節注①参照。

十七篇

① *εργαζόμενος* "Eru δε

『アルゴス、スパルタにこなが、海上支配の利弊を述べた前節までの論述内容はつゞく続かず、唐突な感じである。

② 国家間に誓約 *συμμαχίας καὶ τοὺς ὅρκους*

国家間で条約を締結する場合、その遵守を期すのが *ὅρκος* である。Thuc. V. 47. 8 (cf. Tod I. No. 72=IG I² 86); Aristoph. Ach. 308 のコマト ラニダ、αι συμμήκαν διεύ

τριῶν τελοῦμαται, ἵδην εἴργων Χειρῶν· λόγων μὲν, οἵον δι' ὄρκου· ἔργων δέ, διὰ τῶν ἐν βαρυῖς θυσιῶν· Χειρῶν δέ, εἰπειδή διὰ τῶν δεξιῶν γίνονται. Λαζαρός οὐδὲ Xen. Anab. III. 2. 10

参照。

(3) あなたが……大臣を蒙れば *ἀδικῆ*

この読みは MSS にはなく、Frisch の校訂による。一人称の用法については、第一章八、九、十一節、第二章五節注(3)参照。

(4) 以下のテキストは混乱しているので、Bowersock の訳をのやうに。トキストに誤る諸誤などについては、Frisch p.275ff; Kalinka p.236 参照。

寡頭制の国家と異なり、直接民主制の國家では政府全体を批判するのは不可能である。従つて、批判は常に実際に諸政策に携わった個人に向かはれていく。Thuc. II. 61. 2; III. 43. 5; VIII. 1. 1 参照。今日の民主政治の実態にも適用出来る痛烈な皮肉ともいふべきか。

(5) 提案者 *τῷ λέγοντι*

碑文では、*εἰπεν* の形で繁出する。e. g. Meiggs-Lewis No. 49, 52° また、Thuc. II. 24. 1; IV. 118. 11; VIII. 15. 1 参照。

(6) 票決に付した人 *τῷ ἐπιψηφίσαντι*

"提案者" が現在分詞であるのに反して、ここではアオリペト分詞が使用されている。この差に注意。票決に付した人とは、具体的には評議会ならびに民会の議長である *ἐπιστάτης* である。

い。その職務についても、AP XLIV. 1 ながらに村川の注を参照。例についても、注(5)参照。

(7) 他の人々 *τοῖς ἄλλοις*

本文冒頭の "民衆" (*ὁ δῆμος*) は apposition として一般に考

べられている。Frisch p.276; Kalinka p.236 参照。

(8) みつけて来て *εἰξηρόηκε*
現在完了形で、作者の皮肉が示されている。第一章六節の *ἔξερπικεν* と比較せよ。

他方、アテナイの敵国であったスペルタの不誠実な有名であつた。Hdt. IX. 54; Aristoph. Ach. 308; Thuc. V. 105. 4 参照。

(9) 少数の者達 *οὐλύον ἀνθρώποιν*

寡頭派の人々と云はれながら、Kalinka p. 242-243 は上述の "提案者" や "票決に付した人" としている。

(10) オストラキス等などはおそれからこうした考えに立脚した制度と言えよう。あた、平民ではなく貴族が就任していた将軍職 (第一章二節参照) は、条約締結の際に難を宣稱したり、重要な任務を負つていた。Busolt SK p.1017 参照。

また、批判を受けた人の具体的な例としては、"アルティマテース (Hdt. VI. 136) やアルキビアテース (Thuc. VI. 60ff.) 处罰などがまず思ひあたるが、こうした例は他にも多く。

(11) 首尾良く事が成就すれば問題はないはずである。ところが、民衆が成功を自己の功柄とするに至るのは、作者一流の民衆くの当に擦りであつた。民衆は良きものとは、自分を喜ばせるも

の上に立てるのを放つ。

十八節

「かがねやく取扱はる」の11の文をもとめ（註釋を、Körte RE XI.i. p. 1233ff; Kalinka p. 7ff.; Schmid-Stählin op. cit. p. 40-42 参照）。

◎ 440BC-437BC

Schol. Ar. Ach. 67 επ' Εὐθυμένος ἄρχοντος (437/6).

οὗτος δὲ ἄρχων ἐφ' οὖ κατελύθη τὸ ψήφισμα τὸ περὶ τοῦ μὴ κωμῳδεῖν, γραφὲν εἰπεὶ Μορυκίδον (440/39). ἵσκυε δέ εἰκεῖνον τε τὸν ἔνταστὸν καὶ δότο τούς εἴσησε εἰπεὶ Γλαυκίνον (439/8) τε καὶ Θεοδάρον (438/7) μεσθ' οὖς εἰπεὶ Εὐθυμ.

ενος κατελύθη.

◎ 414BC

Schol. Aristoph. Ran. 1297.

レーヴの文は、④本節成立の terminus ante quem (五節注④、十四節注⑤) ないしは第11章五節参照) から語る所で、レーヴの語の必要はなかつた。

① 文字通りの psephismus による禁止があつたとするところ。例えば Instinsky p. 24; Kalinka p. 12, cf. 244.

② 法律的に厳密に考へず、單に “詰めだら” から “詰め出来

だら” とする説。例へば Schmid-Stählin I. 4. p. 40; Frisch p. 277-281; Gelzer p. 71; Treu p. 1954ff.; Moore p. 44.55; Bowersock HSCP p. 35.

などだ、②の説と從つて詰めておけ。

アルヘド、軒慶上應じまつねの町の禁令があつたといふ

他方、碑文によれば、この禁止規制は、軒慶が上應からいたのを確実である（Körte RE XI.i, p. 1233-1234）。

従つて、この禁止規制、本節の成立年代を明々かにするのは詰題である。cf. Kalinka p. 7ff.; Frisch p. 279ff.

(4) 索敵する *κελεύοντας*
L-S-J sv. *κελεύω* I.9.

(5) 民衆……大衆

原文は *τοῦ δῆμον...τοῦ πληθὸς* にあつて。
富裕者……名門の人……有力者

原文は *ἢ πλούσιος ἢ γενναῖος δημάρχενος* にあつて。
一度に種々の仕事と用事をしたつ *διὰ πολυπραγμοσύνην*

L-S-J sv. *πολυπραγμοσύνη* ハテナの政治の特徴にて
して、Thuc. VI.87.2-3 参照。

本論の生前の金庫罐などに記載、*ἀπρᾶγμων* が良との如く
。Neil op.cit. p.208 参照。

(8) 民衆の如く *πλέον τι ξένων*

第一章1節では “特惠を得て、心配したが、馬場恵11氏が
“民衆の良き” とする訳語や御指摘してくれたので、今更では
のよう改められへ。

十九節

(1) αὐτὴν οὖν

Denniston p.425ff. 参照。

この語がじんじん続けてくるのがさうあるつた。今迄述べ
し来た全文に於ては、も概ねだが、今更では、十八節か
の統べとしきよへ。Frisch p.282 参照。

(2) それでは *ἔργων*

γέ で強調してくるのは、泗壁民衆への批判が多々なれど
作者は今更で略体的に誰れを考へてゐるのをあへいか。ハ

いたが、作者はこれが全くばねつて讀回したわけではなく、點
なつた見解を持つていたいむしろしたためであつた。

(3) 良き人々……卑しき人々 *χρητοί...πονηροί*

作者は多分に価値評価を込めてじぶんの語を用ひており、後
者には特に民衆への蔑視が込められてゐる點をねらへ。Neil
op.cit. p.207 参照。

(4) 井へながら *γεννάσκοντες*

この現在分離は馬場恵とも譲歩するが、それが (Goodwin
p.333ff.) Kalinka p.79 に従つて固有の中間的な語として
へ。

(5) 神聖な感じ *μετοῖναι μυσοῦσι*

L-S-J sv. *στρυγέω*. I.i.

(6) 德 *τὴν ἀρετὴν*

この語の持つてゐる様々な意味とのことだ、Adkins A. W.
H., *Merit and Responsibility*, Oxford 1960 参照。

(7) 今 *οἱ* 1文は、作者の民衆への強烈な皮肉と解ねる。
Bowersock のテキストの *τοῦ αὐτοῦ* は、*τοῦναντιου* の點

植である。

(8) 民衆派 *οἱ κτίσεις...τοῦ δῆμον*

この属格の用法はあこまことに (Smyth § 1298, 1320 参
照)。“民衆の出身であるが、も詰め。もこのより上品
の性 *φύσις* も天性の詰めだ、全体の意味は本詰と反対となる。
しかし、今更では Frisch p.284 に従ふ、上品のやうだ。

ストクレスかアルキビアデースか。それともペリクレスであるか。これらの内、いずれの人を考えるかは、本書の制作年代と絡んでくるが、こう考えて来るヒタルコスの次の文が思ひ出される。

“ペリクレスも猶予なく民衆派のために身をわれば、あまり民衆的でない自分の天性に反して、金持の少数党の代りに貧乏人の多数党を選んだ”（原野寺一訳）Plut.Per. VII.

⑩ 生れ *τὴν φύσιν*
本性とか天性とも訳せぬ。この語は譲つては Heinemann F, *Nomos und Physis*, Basel 1945 (rep. 1972) 参照。

一十節

① 作者は、民主制を無条件に認めるとは出来ないが、民衆にとっては最善の国制であると考へてゐる。十九節と本節は、作者の政治的、倫理的思想が鮮明に示されており興味深い所である。第一章一節、第三章一節も参照。

② スローガンか諺的な表現である（Kalinka p.252）。民主制においては基本的な思想であるが、現代の社会では果してどうか。

③ 民衆に属する。

原文は *μὴ ἄν τοῦ δῆμου* である。十九節注⑨参照。

④ Aristoph. Eq. 864ff. 参照。なお、僅か数語の相違を除いて、本節の全文がクセヘボンの文としてストバイオスにより引用されている。Bowersock p.498 参照。

第三章

一節

① 要するに *καὶ* 文頭が *καὶ* で始まつてゐる奇妙な文であるが、Frisch p. 287 に従つて訳しておく。

第一章一節と類似した文章で始まり、本書のほとんどの部分に入つてしまふ。そして、本章でも作者はアテナイ民主制の批判に対しても反論していく形をとりながら（例へば、三、六、七、十、十一節）論を進めていく。しかし、その論法は、Frisch p. 289-290 も指摘しているように、構文的には極めて未熟な形態を持った文章で展開をなしてゐる。この点、Palmer L. R., *The Greek Language*, London 1980 p. 160-162 の論述にている。

②

② 作者は、具体的に何時頃の事を前頭に置きながら本文を書いたのであらうか。第一章一節注②参照。

③ 私が……提示した方法 *φέρω επειδεῖς*

第一章一節の *ἀποδεῖξω* に対応する。この語の意味については、Nestle p. 233 参照。

④ ここより、また新しい主題に入りながら議論が展開をなしていく。賄賂（三節）、審議の限界（六節）、陪審制（七節）、下層階級の援助（十節）、市民権喪失（十一節）などが論じられる。

勝利した歴史のないやむなかいためだ。アルカスル Moore p. 56 の想ぐれによると、作者は客観的ヒューナーの裁判をもつてこなすのがいい。

⑥ 1年 *επιαστὸν*

ヒューナーの役人の出頭は一年であつた。Kalinka p. 262; Frisch p. 293 など、第1章十六節注⑤参照。

⑦ 評議会と政事 *τῆς βουλῆς·τῷ δῆμῳ*

11節だらう AP XLV.4 参照。碑文では、*ξεδοξε τῆς βουλῆς καὶ τῷ δῆμῳ* とする形態的表現が用いられてゐる。評議会はアルカスル。e.g. Meiggs-Lewis No.52。たゞ、評議会は必ずしも民主的な集会が持たれなかつた。Mikalson J.D, *The Sacred and Civil Calendar of the Athenian Year*, Princeton 1975 を参照。

Boule, Oxford 1972 が必読の書である。

⑧ おれこくの *οἰδην δὲ ἀλλοῖ*

評議会のことを、Kühner-Gerth II. i. p. 555; Schwyzer II. p. 427 参照。

⑨ 評議会は多くの仕事をこなせばならない。Rhodes o.P. cit. chap.II, III, IV 参照。

11編

① 本編で、祭典、裁判、評議会の三事項を指摘した後で、この個々のことを語りこなす。この語り方は、本編で評議会、11~17節で裁判、18節で祭典といつて扱かれて、ホメーロスなどではつぱり A-B-C; C-B-A の順序形をも進んでゐる。

しかし、このように本編はヒューナーの公務運営の職能について専ら述べておらず、その限りではあまりにも少しが、一節の前半部の半ばにまでしかねない。そこへ、奇妙とも思ふの幾處に觸しては何か觸及されてゐない。

② ヒューナーは多くの祭典を掌行つた (Plat. Alkib. II. XII. 148E; Aristoph. Nub. 300ff; Thuc. II. 38.1) が、具体的な召喚などは Deubner, Parke や参照。

③ 八節だらう Aristoph. Nub. 620; Eq. 1316ff. 参照。祭日と政事、評議会など政治的な集会が持たれなかつた。Mikalson J.D, *The Sacred and Civil Calendar of the Athenian Year*, Princeton 1975 を参照。

(Lactor の記述) かねじねだらう、アルカスル neut. が解説つて、*τῶν τῆς πόλεως* (L-S-J sv. *πόλις* III. 2) となる。政務と記述するべき。

④ 金員 *οἱ σύμπαντες ἀνθρώποι*

アルカスルの記述によれば、ヒューナー人の裁判好んでの櫻樹である。Kalinka p. 265 n. 3 参照。

⑤ 裁判終了 *ἔκδικάσσονται*

Frisch p. 296 など、接頭語 *ἐκ* は “bring to an end” の意味があつ。

⑥ 評議会場 *δίκασ καὶ γραφᾶς*

AP LVI.6 などでは三社⑤ や参照。

⑦ 執務署 *εργοβουλίας*

AP XLVIII.4; LIV.2; LVI.1; LIX.2; LXVII.1
等参照。艦これ等 Harrison II.p.208ff.; RE VI.i.p.1515
ff.; Busolt SK.p.1078ff. 等も。

本題度は、寡頭制のなか、今田の既刊題と比較して非常によく異なった政治的特徴の一つである。

(8) 詳議が持つた種々の権限などについては Rhodes op.
cit. p.88-207; Busolt SK p.1019ff. 等を p.1048 n. 1, 2, 3 参照。

（9）などは、詳議の予審権が不思議とも思へるに違ひない。

（10）裁判と課税 περὶ τοῦ πολέμου

Kirchhoff p.8ff. は本文ある、海軍トーナイが交戦中であるとして、本書の制作年での争点などといふが、Bowersock HSCP p.34-35 は却て一般論と見らるるが、Kirchhoff 説と区別つゝべき。この点と課税の実証上の論題として Frisch p.300-301; Treu p.1956 参照。Treu & Frisch も詳議と謂つてゐるが、本文のなかの確実な年を推測するには無理を取るに違ひない。

（11）歳入の課税と課税 περὶ πόρων Χρημάτων
AP XLVII.2; Rhodes op.cit. p.88ff. 参照。

（12）立法院課税 περὶ νόμου θέσεως
Rhodes op.cit. p.49ff. 参照。

① 銀子を持つて ἀγρύπνων ξενοι
原文は、銀貨を持つての意味である。勿論、略語に使用
されるものである。

② 政府 δῆμοι
Kalinka p.81; Moore p.45 は、人々 Volk, people と訳されが、ノンドは Lactor, Bowersock の訳と從つてよい。

（13）眞視の職 φόρον δέσαθαι
アロバ問題の真視などについては ATL が基本的な研究書である。

Bowersock p.500 は “local problems” と訳つてゐる。
（14）造船所 νεωρίαν
AP XLVI.1 参照。

（15）税金 ἵπδην
AP XLVII.1; L.1 参照。

（16）原文は、画題もつねにやうじの文章となつてゐるが、混話
を避けるためじつてかの文に分けて記した。

（17）政務 πρᾶγματων

πρᾶγμα には種々の意味がある。L-S-J sv. πρᾶγμα.

（18）本文は ἀρα δή で始める疑問文であるが、この点は本篇を
くるべく共通、本篇の画題部分を確認する役目を担つてゐる。
Kühner-Gerth II.ii.p.127 参照。

ἡ βόνλη καὶ ὁ δῆμος μέσαρες | οἴτις οὐδὲ | θεῖσι | Meiggs-

Lewis No. 52 = IG. 1², 39° つか。船艦のたて場所の如き

(ナホトモ種子の | 三に皿を参照)。

③ 我々の世界と同様、海陸のトレーナードな賄賂が横にコトニ

だらこへ、トレーナー人の賄賂 (*δωροδόκημα*) もよほ輕敷の恰

度のトーマス *トマス*。Aristoph. Eq. 834-5; Pax. 907-9;

Ran. 361; Thesm. 936-7; Plut. 369, 379° 船渠は Kalinka

p. 270. n. 3 参照。また、十節注⑥を参照。

従へて、秀でた政治家コトタクシムを運ぶた廉潔丑が必要

度だ。アラカノベザルの虫こ医やね。 (Thuc. II. 65. 8;

Plut. Per. XVI, XXXIX)。

④ ルドム、世襲はトレーナー政府の船渠も反覆を拒む

こね。1節注①参照。

⑤ 私は重々知りこねるが *τοῦτο μέντοι εὖ οἶδα διότι*

διότι 何らか解釈あるか詮題があるが、ルドム *διότι=ὅτι*

(L-S-J sv. *διότι* II) 七解釈コトね。Frisch p. 306 参照。

⑥ ハーナヤド金貨が鑄造されたのせ、ヨーロッパ中世には

いたいね。Seltman C, *Greek Coins* London 1955

(2ed.) p. 112, 148; Stanford op. cit. p. 134 参照。

ルドムくまノリカニ金貨せハセキ、サリハコハたるのみ

國の眞義もね。

⑦ 被難 *αὐτοῖς*

舟船 *ἡ πόλις* を指すが、個々の政治家、役人が帶びておけ

るので複数が使用ね。第一章 1節注③参照。

『トレーナー人の國』の船渠 (ルの1)

回鑑

① 决裁 *δικαικάρειν*

Frisch p. 307 は *djudicate* へ今曰では余の使用れべし

だ。船渠の品コトシラニ、ルの決裁の意味にてこりは OED sv.

djudicate.

本節の具体的な意味は、三段櫻船を修理しなかたり、公有地に建造物を作つたつた者と國家が訴訟関係に入つた時、その是非を決定するにあつた。

② 第一章十二節注④ Busolt SK p. 1130 参照。

三段櫻船奉仕者は、年度の終の止船と傷だしがあれば修理し船を國に返却しなければならなかつた。ルの仕務を三段櫻船奉仕者が負ふ、國の恤み分と三段櫻船奉仕者の心れ (*σεῆψις*) を決裁 (*διακίκαρειν*) したむればならなかつた。RE V. i. p.

305-306 参照。

③ AP L. 2 は道路止の建築禁止なうが走ぐる事なし。本

川 p. 240; Arist. Rhet. I. 13. 1374a5 参照。

④ ΔΙΤの詮祭典コトシラニ、Deubner, Parke も参照。

40コトシラニ、ルハホトハーハトシコトシラニ、本川 p. 252

注。タルゲーリアシコトシラニ、本川 p. 253 注。ペントル

一ナヤトは、近シ p. 226 注4を参照。

⑤ ハロメーテヤト祭、ユーピイストスの祭典で、共にアテーナイ

στις

アロメーテウスとく一ペイストスの祭典で、共にアテーナイ

の暦の呑取 (Pyanepsion' 今丑の暦で十月から十一月にあたる) に行なわれた。諸細は不明であるが、前者については、Deubner p.211ff.; Parke p.171ff. 後者については、Deubner p.212ff., Parke loc.cit. 参照。

(6) *Επί τούτων οὐτη*

注(5)だらうと第一章十六節注(5)参照。

(7) AP LVI.3 参照。決裁すべき内容が何かについては、村川 p.253. 注へ、[∞]参照。

(8) 因田人 *τετρακόσιοι*

因田人と云う数は、アテナイ人の国制に関する作者の記載に現われる唯一の具体的な数である。しかしながら、Thuc. II.13.8; Aristoph. Ach. 545 による、ペロボンネンス戦争勃発時の四百一年春には因田人と云ふものとされる一致つてゐる。

この不一致をどう解決するか、これまで幾つかの説みがなされつてゐる。

一つは、本書のトキストに記載があつたとして、シキティデスの因田のものが眞実であつたとする説である (Bowersock p.501 n.2)。他方、Kalinka p.280-281 は、ペロボンネンス戦争の勃発後、漸次船が増加わたつたとして、因田人、因田人云々の正しきと考へてゐる。しかし、Treu p.1956 もこの説に賛同つてゐる。

このねど考へ、Busolt GG III.2.p. 611 は次のやうに考へる。ペロボンネンス戦争勃発当時の四百一年春は因田人であつた。

た。しかし、四百一年夏以後に、別に予備として別置もれでいた因田人 (Thuc. II.24.2) が追加われて因田人となつた。それには、Busolt は、この事実を、本書が同大戦勃発後間もなく成立した根据の一つたつと見てゐる (cf. Treu p.1956)。[∞]

Moore p.57 は、因田人と三因田人の差の解釈については、Busolt 説に従つてゐるが、本書の成立年代については四百一年夏説をとつてゐる。Moore p.20 参照。

第四に、Frisch p.312 の説が挙げられる。彼は、因田人の内、因田人は輸送された人員と解し、数字の上で何の問題はないとしている。

以上の諸説の内、いずれが正しきか、にわかに判定出来ないが、筆者には、Busolt 説が極めて説得力のあらむとの感がある。Amit M, *Athens and the Sea*, Brussel 1965 p.22-23 参照。

(9) AP XLII.2; XLV.3; LV.2; LIX だらうと「録注」(7)参照。

(10) 國家の戦争器具養護は、^{フミツヅク}べのねつてゐる。Thuc. II.46.1; AP XXIV.3; Plat. Menex. 248E^{ff.} 記載は Kalinka p.283ff. 参照。

(11) 囚人の看守 *φύλακας δεσμωτῶν*

この役人等、AP XXIV.3 も出てゐる。アルカス、囚人を監視する「十人」(*οἰ διηδέκται*) が抽籤で任命される (AP LI.1) ので、本書に沿つてゐる「看守」アルカスは役職かなうやうつてゐる。Kalinka p.284 は、「十人」のトド画へ人々もつてゐる。しかし、Sandys J.E, *Aristotle's Constitu-*

tution of Athens, London 1912 (rep. 1973) n.ad. loc. は
“十人、即ち銀をだらん者”とある。

(12) *母なる おおきな 事*

議論の任期が一年であることは重要な箇所である。注

(6) 参照。

戸籍

(1) 〈ホドア〉

〈δέ〉 διαδικάσαι δε ① δέ を仮にのみ記してみた。

Frisch, Kalinka, Marchant ad. loc. 参照。

(2) 此役の避難 *ἀστραπήσις*

MSS なども Brodaeus の校訳による。Renéhan op.

cit. sv. *ἀστραπήσις* などとし、この読みは “seems correct”
と、意味は “avoiding service” である。Aristoph. Eq.

443 参照。Marchant, Kalinka, ad. loc. 参照。

(3) 挑ばれた忌諱 *ἀηθες τριμοσία*

眞体論によるが、不思議である。Kalinka p.287 は
“殆ど人々 (τριμοσία) の文字通り重視して、集団的犯罪があつた
とするが、Treu p.1957 参照。

(4) 瘟神の罪を犯した壁にねじ *ἴδω τε ἀσεβήσασιν*

このやつは例として、有名なシクハルスの裁判が並んでおり
ある。しかし、この種の裁判はかなり政治的目的と利用され
てゐるだけ、ピックレスの友人達の運命を見ても明らかに
ある (Plut. Per. XXXII, XXXIII)。

『トーナー人の國』の翻訳 (N. 1)

たゞ Müller-Strübing p. 80ff. は 国 1 年の人口像破
壊事件 (Thuc. VI. 27ff.) を本文は反映していない。

Kalinka p. 288 参照。

(5) こせしは政争の具に使われたオスムラキスモスに限って、作
者は不思議と何と述べてゐない。この制度についていは、村川

p. 180 注 2 を参照。

(6) 隆高 *πληγή*

この語の次に属格形ではなく、主格形が使用されてゐるが、
もうした例としてこゝでは Schwyzer II. p. 542-543 参照。査定
の詳細が記載されているので讀む殘念である。

(7) 稲例 *ὅς τὰ πολλὰ*

国 111 / 国 12 年にテロス同盟の基金をテロス島よりアテー
ナへ移した時から、貢税の 1/60 をアテーナー女神への初穂
料 (*ἀπάρκη*) として奉納かねじとなり (それが以前がどうで
あつたかは不明である)、その金額が碑文で公表された。この
点、簡単だ。Meiggs-Lewis p. 83-89 を参照。これらの碑
文研究は、やはり ATL “基本書” であるが、今田では、それに
加えて、Meiggs が必読の書である。

この年の碑文研究によつて、本書が並べてあるが、通常
四年毎の貢税の査定が実施されていたことが立証されてい
る。ATL III p. 67 参照。

ATL III p. 67ff. によると、貢税の査定の実施年度は次の
とおりだ。たゞ、何をシカド記した年は規定の年よりずれて
いる。査定が実施された年を示す。

四三回^三、四三〇^一四九、四四六^一四、四四八^二、四三回^二、四三八^七、四三回^三、四三〇^一一九、四三八^七、四三〇^一九。

四、四三一^一、四一八^七、四一四^三、四一〇^九。

但し、四一四^三年には *εἰκοστής* (1|20 税) に変更された。第一章一節注⑤参照。

むしろ、前にも述べたように、四五回^三年以前の査定が *εὐ* のまゝに行なわれてしたかは不明であるが、上記の査定年次たるがと本書の“通例”と云う句を考慮すれば、本書の成立の terminus post quem は、四五回^三年と確定出来よう。

他方、四三五^一四年的トゥーネ・レーヴス法令 (Meiggs-Lewis No. 69=ATL II. A9. 法令の詳細については、ATL III p. 72ff; Meiggs p. 324 ff. 参照) では、今後、査定は四年毎^一と云ふ形で行われる。さらさらこの義務を怠った時には处罚されねば、嚴しく規定せらる (I. 26-33)。少しひ、上述のように、四三五^一四年以後の査定は、正確に四年毎^一と実施されらる。

むしろ、本書によると、査定は“通例”四年^一と行なわれらる (*γιγνεται*)。少しひ、表現は、二回連続して原頭から外れた年に査定がなされた直後では考へられないのではなかろうか (cf. Forrest p. 114)。従つて、本書の成立の terminus ante quem はトゥーネ・レーヴス法令の成立した四三五^一四年^一とだらう。

むしろ、本書の成立年代は貢税の査定といふ外的証拠による限り、四三五^一四年～四三五^一四年の間と限定出来よう。

六節

① *εἰσαγόμενον*

p. 321 にやれば、この句は、法廷演説などで反対派に直接語りかわる口調を表わしたもの。次節の冒頭部分も同じく同じ語句で始まつてゐる。L-S-J sv. *φέρω* IX. 3; Denniston p. 216-217 参照。

アントンῖουなど、作者は一箇に語つたトゥーナイの事務運営の解決策を語じてゐる。しかし、民主制を維持し続けている以上、抜本的な解決策はありえないと八十九節で結論づけていく。

② 決裁する *διαδικάσσειν*

四節注①参照。Frisch p. 321-322 は、この用法は *ἐκδικάζειν* (11節注⑤参照) と同じく *cf. Kalinka p. 290-291*。

③ 本文のトキベトは原稿にてある。Castalio は、*οἴεσθε* と記念だらる。Kalinka, Teubner 脚 ad. loc. 参照。

④ 確にそつた *γάρ*

前後の文脈からいのうに仮に訳してもおかしくない。cf. Denniston p. 73ff.

⑤ a もう少し *ωντόθι*

原文はあらがこで、トトーナイド、ムク、評議会におひて、むしろが、もやは後者と理解しておへ。第一章一節

注①参照。

⑤ 原文は *οἰδηπάτεσθαι* だね。

⑥ ハニドの作者は『譯説』に反対を表明している。1節注①参照。

③ *πειραματίζεσθαι εἰν μή οἱρία ποιῶνται*
MSS は *έπειρ μέτε* だね。しかし、田数を減少出来ない
とは、前節に述べられた通りである。

④ 賠償員の数を減らさずやむを得ない反対論に対し、作者
は論駁している。1節注①参照。

⑤ 1回を買取する *συνθετάσαι*
σύν も「1回」の訛りだ。AP XXVII.5 参照。だが、

MSS は *συνδικάσαι* だね。

⑥ 作者がハニド、賠償員を少数にすぐやどおるとの意見に反論
を加えていたのは、作者のアテナイの民主制に対する皮肉で
ある (Kalinka p.295) とか、あるいは逆に、作者の公正な評
価が示されている (Frisch p. 324) とか考へられる。思
うに、作者は斯くてアテナイ民主制を公正かつ皮肉な眼鏡で
もって見つめているのではなかろうか。

十編

① 原文は *φέρε μῆ* である。前節注①参照。

② 裁判官ばかりの少數の人々が従事すべきであるとの考へは、
當時多くの人が持っていたらしく、アテナイ民主制批判の中

で大きな比重を占めていた。この傾向は特に保守派の人々の中で根強く、ペラトン等の哲学者のまことに嘲諷のついた諷刺
の諷刺がみられる。Aristoph. Wasp. 422f; Nub. 206-
207, 494ff, 520ff, 587ff, 1096ff, 1172ff; Pax. 505; Aves 41,
109° まだ、第1章十^一節注① Thuc. I.77. 1 ふ段 n. ad. loc.

参照。

なお、少數者は腐敗しやすいとの見解は、アリストテレスも
述べている。AP XLI.2 «なぜならば、少數者は多數者よりも
利益や好意よりも腐敗しやすいから。» (村川堅太郎訳)。ま
た、Arist. Polit. III. 15. 1286a 30-31 も参照。

これに加え、作者は事務遅滞の解決策として、賠償員数を
減少せらるるのは腐敗を招く危険があるのに採用出来ないことし
てゐる。残るは遅滞の是認のみで、ハニド作者は、民主制の本
質と実態を垣間見てゐるのであら。

八節

- (1) 本章二節、四節、ならびに第一章十三節参照。
 (2) 二節ならびに注(3)参照。
 (3) 他の国々 *oī dñjor*
 (4) 具体的にどこの国が考えられてゐるか明らかでない。

こうした情況のむとでは *τούτων...τουνότων δύναν*

この句から始めて、作者は本書の冒頭部分（第一章一節）に呼応する結論部分に入っていく。すなわち、作者の見解によれば、民主制そのものを変革しない以上は、よき國制たるをえない。しかし、アテナイの民主政治は一應首尾よく行なわれてゐる故に、なほぐれんとは補足的修正的な改革でしかありえない。

(5) 事態 *τὰ πράγματα*

政務とも訳せるかもしれない。二節注(17)参照。

(6) ある「本質的な」もの *τι*

νοὸ τις の用法については、Kühner-Gerth II. i. p. 664.

Anmerk. I. 参照。

祭典も民主制と密接に係わつており（第一章十三節）、裁判も民主制の根本に係わつてゐる（第1章十六、十七、十八節等）以上、民主制を維持していく限り幾つかの問題はある。しかしながら、最善の国制とは何かという点から考えるのではなく、民主制という国制自体を問題にした場合、アテナイの民主制はかなりうまく諸機能を果してゐる。本書の冒頭部分に示

された主題は、幾多の分析を経て、いよいよ既状肯定的に明示されてしまふに似べよ。cf. Meyer p. 402ff.

(7) 大幅な改革 *πολὺ...μετακυρέζειν*

μετακυρέω の用法などいふて、Xen. Lac. XV.1; Plat Leg.

X.892A 参照。

九節

- (1) 具体的には、民主制の廢止を意味する。Kalinka p. 300; 前節(6)参照。
 (2) 「よく探せば」
εξευρεῖν の接頭語 *εἰς* を仮にこのように訳してみた。
 (3) しかし、既に論じられたように、民主制の根本的改良策はない。作者にとって、残る良策は民主制の廢止である。
 (4) Thuc. I. 70-71 のコリントスの代表者の発言を参照。
 (5) 前節注(4)参照。また、Aristoph. Eq. 1111-1150 参照。

十節

- (1) 本節では、一国の外交方針の基本は、内政の実態の反映であるとの鋭い発想に基づいて、アテナイの外交方針を作者は皮肉つてゐる。そして、次節では、この基本方針に反して行なわれた外交の失敗が論じられているが、これも本節と同様作者の痛烈な皮肉であろう。
 (2) 古くは、アルカイオスやソロン、そしてハキティデスなどにより伝えられている平民と貴族の対立を原因とする内乱

(στάσις) は、ギリシアの歴史のものにおける概念である。第1

章五節注②参照。

トロペ回避を述べても、幾つかの回避法がトーナイより離反を詮みてゐるが、なんどかしこしこし、平民と貴族の対立が絡んでいた。ヒュモニアの離反などその好例である。この詳細は、ATL III part III chap. VI, IX 参照。また、Arist. Polit. V.7.1307 b 20-24 参照。

なお、本節の何らかの具体的な事件を念頭に置かない作者は執筆したと思われるが、一部次節で述べられる外は、何が意味をもつてゐるかは不明である。

③ テーナイ人は……私の判断では正しからず *λογοῦσι δέ Αθηναῖον καὶ τοῦτο μὲν οὐκ ὀρθῶς βούλευεθαι*

奇妙な構文であるが、Frisch p. 329; Kalinka p. 301ff.

参照。

作者によれば、トーナイの政治は原則として是認出来ない（第一章一節参照）。しかし、このため、トーナイの民主制がいかなる原理に立脚しているかを鮮明に示しながら、『單純』な反民主制の議論に批判を加えてゐる。第一章十六節参照。

④ 貵族階級は民衆だ

原文は *τὸ βέλτιστον...τῷ δῆμῳ διαφέρει*。

⑤ Thuc. VIII.90.1 参照。

⑥ 原文は *οἱ γὰρ δημότες τοῖς δημοίοις εἴρησι διαφέρει*。原文あれば、『单純』な反対は反対に好意を表すものである。されば、『单純』な反対は反対に好意を表すものである。

どうだいか。第一章六節も回避して、作者の皮肉である。

この点は、格言詮なかつてホメーロペの表現である（Od. XVII.

217-218. cf. Hesiod. Erg. 25-26）。しかししながら、Plat. Protag. XXIV.337D; Gorg. LXVI.510B などと異なつて、用語の一般的な意味としている。たゞ、*δημότος* の政治的な意味としている。Müller C. W., *Gleiches zum Gleichen*, Wiesbaden 1965 第二 p.164 参照。

十一節

① オベオトマト、『ノース』、ラケダイヤーなどについての詮及は、本書に述べられてゐる唯一の明確な史実であるが、残念ながら、この事件の全うの年代が確定してゐるわけではない。詳細は後に述べる。

② 企てた度毎に、この回避の利益にならなかつた *δημοσίες δὲ ἐπεκείργαν...οὐ συνήργευεν αὐτοῖς*

δημοσίες とトトコバト直接法が使用されないので、かつて、現実にこぼれ出た事実を想起するが解る。Kühner-Gerth II. 2. p.451. Anmerk.5; Schwyzer II. p.278 参照。

③ わづひ *ἀλλ᾽*

Frisch p.332 によると、この詮の次に欠文があつたところ。

④ ポーネトマトの歴史を下註である。『詮書』によると CAH V.chap III と V, VIII である。p.469 n.2; Roberts W.

R, *The Ancient Boeotians*, Cambridge 1895 (rep. 1974) p.21ff.; ATL III.part.III. chap. VI. 参照。

本節に述べる事件の発生はアリストテレス Arist. Polit. V. 3. 1302 b 29; Rhet. III. 4. 1407 a 3; Thuc. I. 108. 2-3 などから、間接的に推定出来るだかである。すなわち、シキド・ペレス (ad. loc.) によると、アテナイはオイノピタの戦い (西暦前518年) の後にボイオトニアド民主派勢力の確立に成功した。しかし、西暦前7年にボイオトニアに反乱が起り、ヘルムースが鎮圧を試みた (Thuc. I. 113) が、彼は戦死し (ATL III. p. 287, 294) 作戦は失敗した。

本書の叙述は Gomme HCT I. p. 318 によれば、オイノピタの戦いの後に定められた民主制が弱体で、一部寡頭派の支持を得ながらもなかなかたため、結局は失敗に終った経緯を反映していると考えられる。以上の解釈は従つて、Bowersock HSCP p. 35-36 が、本書の成立年代は西暦前6年以後といふ。

しかしながら、本書に記載されるボイオトニアの反乱の時期についてば、上述の解釈が有力ではある (Treu p. 1947) が、この点を確實視するには速断の危険がある。たゞハーラン J. A. O., "Orchomenus and the Formation of the Boeotian Confederacy in 447BC" CQ55 (1960), p. 17.n. 2 が、本節にせむるが、西暦前471年-西暦前461年の事件が反映している。

なお、本文の "奴隸とおもてしめた" (*εἰδούσην εσθεν*) は文字通りの奴隸にされたのではなく、寡頭派の支配確立を意味するだ

ボイオトニアの制度についても Moore p. 125ff. "The Boeotian Constitution" 参照。
⑤ 図3-1

原文は *τοῦτο δὲ ὅτε ἐφανέρως Smyth § 2904 a; L-S-J sv. οὐρανοῖς* C. VIII. 3参照。

⑥ 西暦紀年頃の"ネーレス"の歴史も残念ながら不詳である。ペルシア戦争以後、西暦前111年の"ネーレス"の反乱 (Thuc. VIII. 17) に関する問題、何らかの内紛を示す史料は、本書に述べられてゐる僅かな記述以外はこれまで碑文のみである。詳細は、Barron J. P., "Milesian Politics and Athenian Propaganda c. 460-440BC" JHS LXXXII 1962 p. 1-6; Meiggs p. 115ff., p. 562ff. 参照。

上記の Barron によれば、本書に示された"ネーレス"の事件は次の通りである。

"ネーレスは西暦前471-461年のアテナイの支配より離れるべく反乱を起したが、西暦前471-461年にはアテナイによって鎮圧された。しかし、この時、アテナイは"ネーレス"に完全な民主制を敷かず、ネーレウス家の支配を中心とする寡頭制的国家だることを認めた。その目的は、ネーレウス家の伝統と名譽を利用して、イオニア諸都市の支配を確立することであった。やがて、西暦前470-469年には、アテナイの介入のめど、"ネーレスはより民主化された" (ATL II D 11=SEG. X. 14) が、基本はやはり寡頭派の協力の上に成立した体制であつた。

しかし、四四六年、アテナイがメガラやエウボイア問題に手を焼いてから纏糠を抱えて、ネーネウス家の人々達がアテナイから離反を図れとして反乱を起した。だが、再び鎮圧され、アテナイは“追放令”を發布 (Meiggs-Lewis No. 43) ハーネースを完全な民主制下におくのに成功した。

“ハーネスをめぐる一連の事件をこのようく解釈する Barron は、本書に述べられてゐるハーネスの反乱云々には、四四六／五年に始まり、四四二年の“追放令”に終る一連の事件が反映してゐると考へる。

Bowersock HSCP p.36-38 や、この Barron 説に従ひ、かつサモス反乱 (四四〇年、Thuc. I. 115-117) が記述されていながらに着目して、サモスの反乱以前、すなわち、四四五／四四一年の間に本書が成立したとしている。

しかしながら、上述の“追放令”的発布年代は議論の余地のある所で、Meiggs p.115, 565; ATL III. p. 151 n. 10 や、四五〇年代の事件が反映してあると考へられる。

従つて、ハーネス反乱云々の本文から本書の成立年代を考察するにはかなりの注意を要すると思われる。

(7) 四六五／四年の、イトメーをめぐるスペルタヒメ・セニア人の対立、所謂第三次メゼニア戦争 (Thuc. I. 101 ff.) とまつねる一連の事件が本文に反映してある（般に兼ねておこる）

(Bowersock p.505, n.1; Frisch p. 334-335, etc)。なお、この戦争の母ゼニアトは、ATL III. p. 176; Bengtson GG³, p. 192 参照。

『トローナイ人の圍城』の訳説前編 (v.1)

アテナイはこの戦争の歴史、ペルタの要請に応じて、親スパルタのキヤン (Plut. Cim. XVI) のように援軍を送ったが、両国は間もなく対立するに至る (Bengtson op. cit. 193ff. 参照)。やがて、四五七年両国はタナグラで軍事衝突を起こして (Thuc. I. 107-108)。

なお、作者は“干戈を交へぬ” (*επολέμουν*) と未完丁形で示してゐるのは、この戦い以後、四五六年の二十年平和条約の成立まで、両国がしばしば対立していた事実を考えながら本文を記述したためである。

以上の通説に対する Bowersock HSCP p.37 は、四五六年のペルタ王アレクシスのアッティカ侵入 (Thuc. I. 114) が本書に反映されたことを考へる。

むしろ、本書は全体として、作者の執筆と同時期の政治経済社会の情況を記録してあると想われるが、以上の二つの事件の例示を五〇年代の事件にそれぞれ照合する説がもし正しければ、本書は珍しくほどにかなり過去の事件に言及していると言ふより。それとも、作者はもと後の最近の事件を考えながら本書を執筆したのであらうか。もしそうであるならば、やはや、我々はそれを推し量る術を何ら持つておらない。

十一節

① 構文上問題はないが、内容は突然變つており、前節と首尾よく続かなくなつてゐる。この点のよつて解釈するのか様々な見解について、Frisch p.335 参照。

この lacuna の辺のより、作者の文体の推測のねらいがわからぬことが出来るのではないか。作者の文体のかぎりでは、第三章 1 節注①、Blass op.cit. p.278 参照。

(2) 市民権を剥奪された *ἀπίκερατοι*

市民権剥奪 (*ἀπύρια*) リヘリトナ RE II. ii. p. 2101-2104; Lipsius p.245ff., 789ff.; Harrison II p. 169ff. 参照。

(3) 多分……ア *ἀστρόφω*

Denniston p.38 参照。

(4) ニュードの作者は『連語、及反語』に云ふ。本章 1 節注①参照。

(5) 多くの人々 *οὐκ ἀληγόνων*

Kühner-Gerth II. 2. p. 182 参照。

(6) 作者が考へるに、アテナイで不正に市民権を奪われた人々

は眞無とは云ふが、確にアテナイの民主制はこうした不当行為を行つてはいるが、それは民主制を根本から批判するためには充分とは云えない。そして、続いて、処置が不当行為であるか否か、かつ実例が多いか少ないか、質と量の両面から問題が検証されるべきやねとの鋭い指摘が行なわれてゐる。

(7) デル、Bowersock のテキストに従つて訳した。Frisch のもつと MSS の *οὐδέποτε τυχεῖς* と読めば、『なまなま』陰謀を企む人々は正直に市民権を剥奪された人々ではなく、むしろ不正に市民権を剥奪された人々であるからね。したがって Frisch p.338 参照。

Bowersock のリストに従えば、不正に人を処罰する制度は批判の対象になる、ところ考へにならぬが、MSS によると、

不正に処罰を受けた人々が反政府の陰謀を企む、との考え方にならぬ。いずれの読みをとっても、アテナイの民主制を批判する論拠は不充分であると作者が考へてゐた点では変りがない。

十一節

(1) ハヤハヤ *οῦν*

Denniston p.425-426 参照。

(2) 原文は *δὲ δῆμος ἐστιν δὲ ἀρχῶν τὰς ἀρχάς* である。

(3) 多くの人々 *τοὺς πολλοὺς*

Kalinka p.315 は政治的意味を含めて、『民主派』、ハコヒニノガ、ニニドは Frisch p.339 に従つて訳しておる。

(4) 民衆が様々な役職に就き、かつ裁判ある人々も民衆であれば、裁定もおのずかに重慶重じゆうじゆのやうに神様だと作者は考へてゐる。第一章七節参照。cf. Thuc. VIII. 48. 6.

(5) 偽証をしたら、『喧嘩に及ぶべく、偽りに証人に立つた場合、(AP LIX.3. 末三 p.268 注12参照) だらうね。Harrison II p.171 参照。

(6) 両親虐待 (AP LVI.6. 末三 p.255 注14 参照) だらうね。Harrison loc.cit. 参照。たゞ、ニニドは *μηδὲ λέγειν...* *λέγειν* *πράττειν* と不正な言動が対にして述べられてゐる。第一章五節注②参照。

(7) 前節に述べられてゐる、不正に市民権を奪われた人々が問題であるとする考へと本節を併せてみると、作者は正当に処分を

受けた人は反体制的な行動をしないと見てているのであるつか。時には極端に人間を信じてしまうギリシア人の驚くべき人間観が、ここにも現われてゐるよう思えてならない。Thuc. II. 41; III. 37. 1-2. cf. Thuc. VIII. 48.4.

かくして、本節をむいて、冒頭の第一章一節で作者の示した主題は完結する。作者は、アテナイの民主制を、良き国制とは何かという視点からすれば是認出来ないが、当民主制は首尾良く諸機能を果していふと主張する。そして、当時行なわれていた、民主制批判は正当なものではなく、アテナイの現体制を搖ぶる程の危険は何もないと結論づけて、本書冒頭部分に示した自己の主張の実証を完成している。

Frisch p.341 が、本書の冒頭部分が“アテナイ人の国制について”的句で始まり、終結部分が“アテナイに”(Αθηναῖον)という語で終わっているところに作者の意図的な技法が示されてゐるといつていいが、恐らくは正しい見解であろう。